戊辰漫録

昭和三年第十月下浣起筆

六

特別
イ4
1919
408

176673

戊辰漫録六

昭和三年十月下浣起筆

○上州沼田電力会社の為め開けた富山郡の紅葉狩を招ん一日清遊を試みたのは近来の愉快であつた。紀行の大略をこゝに日誌に書いて、日誌と眺しに、こゝを一二書きはけて高崎に、

角を山みを賞玩するよい時節は新緑若くは紅葉の日程を選ぶべきであるが実は新緑も紅葉も山みを軽重するに足らずと云ふも較々極端であるか、山みの勝は新緑や紅葉と

雷神（院展）　木村武山

38- 9194

らに一層美化されることのあるが、山形の八ヶ岳等を
難ずるは少々苛酷に過ぎるのである。けだし彼の
ところ、ことに出来るの北の見地からして里
郡の山形を批評するとき、自分は甲
北陸第一と推奨することを躊躇しないが。甲
州の御山岳の風景は可なり佳であるけん
ども、山勢の雄偉は里郡としてもこの辺も
る豊後の高千穂馬酒等も山の勢と直つ
てゐるが、九州の山は特色ありて、殊に高千穂
馬は渡辺の佳味を鉄いたものである。里郡の山は
立山の孤を曳き、此立の山が最も多く、高きは
二千五百尺に及び、多くは二千尺内外であつて、

標原製

山骨をあらはしたるは少なく、其の露
はしたるは、最も山容の美を感ずる。四郎
耶馬の峰巒は、高の石の如しといへども、雄大の氣
全峡に満ちてゐる。釣鐘山と名くる者の如き
形態鐘に似たるが、巨然たる大塊で高さ
二千尺に及び、そして金剛が立派な大理石
であることを思へば、是に比して細工を
施し、特別の趣味を揮つてゐるかを
思はる。お岳の高峰つてゐる高の景は山形市
の最も雄大なること、一面件もあるが、これと比して
等しきある所、形の如き故、特の如きあるを

とか其の一例で橋上ら下瞰すれば慄然毛髪を立てしむる景がある。此の橋の架さんさらし時日ぬるすれ一岸屋も他の一屋こもつて其ハ中間の渦流を走跳まるられいるる前崖に攀るるるハ蒼蔓をたどりうるまるしたりあらるが、北岳の山ハ全く直立してゐて登攀の危険ハ生命を賭せざるを得ぬ、こんなことを思ふと、日本人でアルペンの絶危峰を征服するこるのが出来ないといふて、奮るるも足るも日本人の事業が偉つてゐると云ひたくなる。百貫山といふハ二千立る人の直立一北山であるが、元の槍を射義す練習する北

標原製

山を得たことふも北山を禮讃するの エピソードあらう。上流も特元の立の勝の金峡の誇りとする所で山の形勢と渓流の美と谷の渦巻と打待つて現魄を慟哭するの深かるの昔しい北の里新川ハ鹿の川と呼人れとられ、義経人形の[illegible]川を祇する名である。宇奈月ら[illegible]特元ら八九里自然上りて北南の句配がある、急湍の多いことい言ふまでもない。黄昏と丈きハ千尋寺業の為めに堰とめられ[illegible]ものあつて最も[illegible]の西岸の丹[illegible]るの一原因で多くの流丈の[illegible]下を見ることあり[illegible]

五六の早く満山紅一色の景に無つたが、紅葉錦繡深の景にあつては、支那に於ては年増の柄ふさわしい趣に、富士風景の俗化を免かれたとゝふことが出来よう。

○交通の開けるにつれ多くの神秘の境が紹介されてくる。(交通)の各所と開通とは為めに古人の夢想も及ばぬ程の驚かす人間の眼を惑はしめるまでに例ハとも奉けぬほどである。交通の開ける日本国の就て一概に不能未発の性格を便利するといふのが原因だと云へる。深山と僻遠なる石炭や他の鑛物などを採取のために通ずる道を開くことも亦原因の一であることハ云ふまでもない。個枚のみ

道を開くのハ物質の運搬の為めであるけれども、つゝ人然の無ハ所が世に現はれ人の出来の生ずる所である。交通ハ旅宮の為めに通路をひらくのと同一である。決して風流の為めに氣がついたのハ、あとから勝を埋没に附し去るを惜んで開のがする譯ひハ当いが、富士ハ偶然神秘かあれば、物質と軍搬する為めの(鐵道)電車とが出来ると(道路)電車と共に人が輸送する結果所が起う結合の産物である。日本の風景美ハ吉葉から生ずる高尚なる物である。日本の風景美ハ世界に誇つて生ずるものがあるけれども、風景をあらはす為めに道をひらく事ハ我人と不一の能

である。概して山の美を発する所は峡谷の多くこれを聞くまで莫大の資を要する。我千葉県民の資を投じて利益の上ることがあつてこそ千葉つくりも道が開けるのである。但し事業がまた風景に影響するものである。由つて風景をメチヤクチヤに蹂躙することもある。木石材の伐採、砂の採取などは風致を害することが多い。割合に風致を多く損しない事業は水力利用などであらう。北事業とても水を堰留めて流下を妨げるのであるから、渓流が枯渇して魚族の繁殖風景美を損ずる。北海道の事業が樹木を害する結果がありとすれば風景

の為めの大危害である。そのほかの事業は特徴は上流の堰留めと、下流の水を放つ為めに中間が渇水するのである。

電気の特徴として電力に供用する為めに堰を

電気の特徴として電力に供用する為めに堰を

電気の特徴として電力に供用する為めに堰を

渓山美が世を現出し美が一般に認められ其の功績は実行山水美を採る事が為めに切実なるものあるとの為めに安南の渓山に人を遣はすこと三十六七を数へるまでトンキンが開くの武千万の資を投じたるもの、北の険路の道を六万キロの樹林を採伐し得る計算なりとの為めに一方を切り利益が生ずるのみならず鉄道敷設し得べきの巨大の資産である、之れが間接に風景をあらはす働きをなすものであるから、日本の如き風景に富むの地に於て事業の益と興ることを望まざるを得ざる。

○夏合は日本人が心間なる生れて未だ嘗て数量の大きなるスプラスプラの力を之れ〜く、小知模に満足するの傾きのあるを慨し大景観味を数吹したことがある。其一端は春陽堂詩話に書いて置いたが、国民に大景観を欠味とするの風あるけれども国運は進るのである。夏合は今日電の信号を見て可なりの大景観の欠味を感じ自から快とする。星部の渓山も見るべき価値ある大景観である、富山為新と云ふ一郎から見ると特に大景観を感じさせる。日本電力の現在の資本金が一億二千萬と云ふ先づ角力像を抜くの数は大景観と云ひ得る尚今社の現状通り今後キロを増すまは二億

の資を要するといふから、益々資金の大量を感ずるのである。極度のキロハ二十哩といふ、之れを本年を以て大量と云ふことを得ぬ。次上の里郡の就て云ふに、此行幸に因し今年の経費にかゝる、庄川の水力設備を一段とした。庄川は飛騨国と境する河にして、堰堤の築かれたる所は饒波風山と唱ふる峯続きにある、堰堤の高さは二百六十尺にして、都下の丸ビルの高さが五尺であるから、之れを二倍半以上である。世界に於ても高い堰堤は三百弐十尺といふことがあると云ふが、之れ六十尺は先つ大量と云ふことが出来ない、之れを築くるに砂利の採品を多量に要するは勿論セメントの量だけでも四十五萬樽を要すといふ、七千樽五円として之れを二百二十五萬となるから費用の量も清しく数の小なることは実に三角日本も和尚と事業の悩が捗かつたことの大量既味を談ずる自分を取つて論供の感ずるものを得たのである。因て庄川の水電の資本金三千萬円、七萬キロを出す計画で大正十五年起工、昭和弐年秋頃竣工、電を送出するといふ、

左の二枚の写真の一は里郡鍬掘下の発掘と云ふ事

寿　此の一枚は庄川水電の堰堤工事也

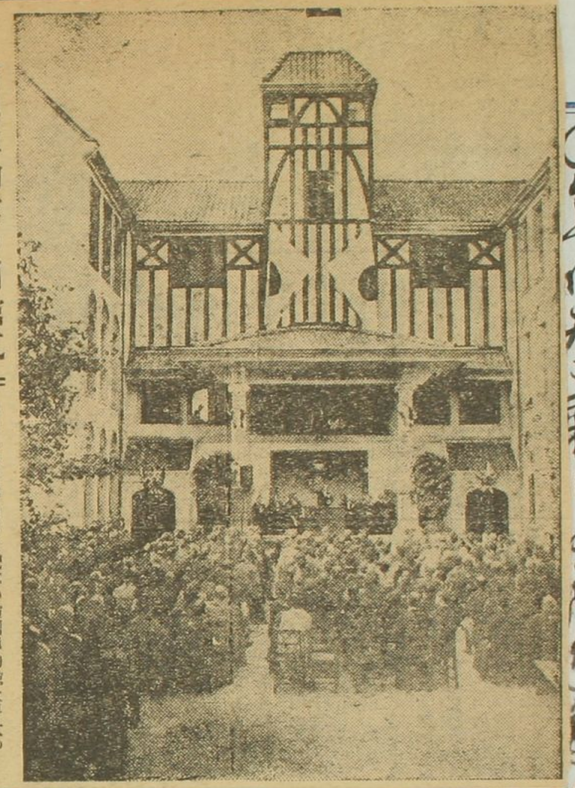

演劇博物館の開館式

劇界の柳威舞内博士記念の演劇博物館は早大の一角に工事中の處いよ〳〵完成したので二十七日澁澤子爵を始め劇界藝術の識名士並に關係者を招き盛大なる開館式を擧行した寫眞は舞内博士の挨拶

○東京天に來し（まのあたり）見る

七稀紀念の業演を為す為、敷地は双方共に早稲田の猫がベス朝式と倣人形座の絵猫と共に有り、立派なる場所に出来あがりたることを喜ぶべく、エリザベスうてゐるとめる氣が唯に表格

一方にあるのみ、この分にて世論を異にする決劇をのみ祖和するやう心を以為め云て黄泉葬業中一歩の如とも云ふべき脳を地後に導く心用がある。別して今日夫分者に示すべきの陳列に今のい忠臣蔵に因みて絵画や人形に云ふ事を人に用覚すると早稲田の学の国を思のみならず氣をとるの自分い要見もて世界の報告をなしを述べ附して云ること出来ざるなく楷の上に掲げる小横スオルチヨン座のアウトラインを描き其下

○余時大こ楽し（婚姻）退七稲作会の業済
剛倫新郎の剛倫式を行ひ終る頃、熱比双
肩の軽くなる感あり、連物は早稲田の稲
内に於ける一異彩なり、エリザベス朝式と倣
る珠に河茶を添ある（通）命産の絵稲と
擬しとるこなり、玄関が高さ七尺巾あり、玄関に塔
を築きとるハ、昔しの塔ひあり、体を出して
る面異が観客席であつてことをと
思ふと、連物は自身既に場物（彼）の
ものあるやの婚（生）も及ぶべ〜エリザベス
式を持つる張果をとめる氣
分する、大学のうくのまの）却が唯に表格

標原製

一方とあるのは、こんの全く共既を異うした決
別するの為め祖和するやう心を以為め、云て
黄緑黄や一黒の紅もこの屋し人の頭
脳を地後を導く心用がある。別して今日
夫分者に示すなんを陳列しなのは忠臣花
に因みなる絵画や人形を以て（生）を
人に用覚すると早稲田の学の（生）とあ
思のんさる気なるとなる。自分は毒を毒もう
て法敵の報告をなり
を決断を附して
く楯の上に掲げる小旗
フオルチヨン産のアウトラインを描き其下に

羊を描き写すに際し、羊が小羊ともいふる因なるべんど、羊が産を脅かすべきものもあると思つて、亦玄関の前面にラテン語を金色で横書してあるのが「河内のグローブ産の羊使えつたのだ、乾坤一戦場と云ふ意味あるかしら、其時は此意味を忘れて居たが、英国大使も物と出席して来た意味を忘れた。

十月廿七日記

[illegible]別室の壁まわりまくてカンワスを貼つて[illegible]の方法で、絵画をもコンクレートを塗ぬる方法で、絵画をとを掛けるいのつとしてはの減るまでもなきものしい工風で、エリザベス時代まで無いことでいあるが、新奇味

を添へてよいと思ひます。[illegible]の部分を特に千工りの木を用ひたのも理論十産に倣つたのだ。支持一花の風味がある、高は来べき特徴の程度あるが振り[illegible]国のあらゆる[illegible]特立したものであることが少から[illegible]私を感ぜしめた。[illegible]

○谷文晁の産業国と題する国と題する国の稿を小品一幅を[illegible]示さる戊午十月文晁[illegible]と[illegible]注を施す注を書き[illegible]の国と[illegible]紙の下部一隅に[illegible]門あつておる立つ[illegible]人門に入る人に指しをる[illegible]一人ある道は国形を画かき[illegible]

窮まる所、毎日雲に駕して上天の人と遊ぶ、こゝに名
人に逢ひ、名所を訪ひ、門を入つて僅かに数十歩にして
百人前岸篝雲の人を指さすこの如きは
八上手を眞似人とする也、又うしく行き路
上に前岸を望んで思案するこのあり、船に乗つて
前岸に到らんと擬するこのあり、一人逸と言を
決して船を進む、泥深くして進み難し、銀世界
なり上手の城に達する提路をたどらんとす。
北道に一種横ある(二三人ここに入るこん横道)
に入つて得意とし終に上手の城に到る能はず
とする。本道をたどり悠々として行くこのあり、
早篝一枝日を経て漸く行くこのあり、こんを変ず

を比べると早く上手の城に達せんとするこのあり
と如斯の目の前をこゝにすん業に拙し大名金
持の業ハこんなり、一人篝の前にて先きを踏躇
するもの、こんの如き歩するこのあり、こんの如きを敬記
こゝ多人とするこの如く、更に彼岸に出かく
屋七を義根とする道(こゝ人あり、北人なるも逸か
る道み行き或人と彼岸に達して行程すこの
あり、こんなるこの上手に自負し、心の為め
僅う一歩の変りて上手に達せざるこのあり天
上にこの如き人に逢ひ、善と厚む
かゝる上天にして迎へ(公来て雲に駕すといふ。此
国富世俗をもて似ものあり)

んど、文墨の間案外に珍らし、撰字を愛し
收めんとして来れり其の由なり
○山陽の撰文墓誌の字を嘗て来ること
あり、山陽の集と比文あるを知れり
志ざしこゝに收めて他の文集を撰せ
んとす　十月廿九日
○郷人吉村庸一石を以て投り
硯を贈りきたりて以つて映む、余に一硯を贈る、
曰く伊賀の某所に於て獲る所と、石質
堅硬住石にあらず、唯此點々の文撰あり
其形橢円にして色純白一線白色
の石理に横斜の状を以て表出せり

清水訥齋配山口氏之墓

襄自幼聞山口剛齋先生之風於我父也先生以大
阪人師我外王父後仕津和野學正才雄為海内士
林之傑襄常冀一謁為而先生已没先生男女育者
各二人男曰吾一曰子重子重不從我父學近傳其
兄意以請我叔父題其婦之墓而使襄紀之行襄於
山口氏已有通家之誼此事也固所樂於為乃叙其
略曰先生孝三女字里天母豊島氏幼襄母長適藩
士清水訥齋性端嚴治家有法自安貧約而奉舅姑

1020 相馬屋製

必極甘毫其事大如賓能使之寡遁其御下也惠鄰
里姻婣皆願為之用訥齋嘗後江戸而姑罹篤疾則
躬侍藥餌目不交睫者百晝夜終不可救哀痛成疾
莫能起行者八歳而没而其持操至死不改以安永
丁酉六月生于大阪以文化丙寅十二月十六日没
于津和野享年三十葬于府下茶山子童所言如此
襄喚子童居半歳見其謹慎篤誠不愧于先生之子
則其兄弟姉妹之相類足以推知而其所言皆可信
也已文化四年丁卯十一月　安藝頼襄撰并書

化今日業の偉績

日本の文豪の偉勲を表彰する法を鉄のもみる、
對する無いなら云へる。其の功勲を称
へるごとき支那人の方法は、碑を建てて、其の人の物
合せ人の死後、ようやくことに果して表彰を受
くる人が多いとする。疑問である。西洋風
でいう式の爵を授ける、勲章を地のごとくする。保し
とのような人の意思に副わぬ知れぬ。事
に代ること考えて難しく、知れぬ。兎角文豪
の意思を尊重し、比方法を得ることが難い。なお適
当の方法を得ることは、文豪其人をして選ばしむ
ることに若くはない。勿論、これは文豪を存

世界じんけんへ[illegible]ぬが[illegible]が後世永く伝いるとする
ことゝ、死後の[illegible]ことゝ同じことゝあるの全体一世を
指導する文豪の見識は[illegible]概して[illegible]家の功
績[illegible]を表彰[illegible]ことを[illegible]ゝ[illegible]
所は[illegible]自家の主張を徹[illegible]
[illegible]あるの事業は其の往[illegible]
[illegible]かやうに其の人の功勲を表彰[illegible]
[illegible]侍士の古稀を祝[illegible]
[illegible]紀念する為めに[illegible]
[illegible]彰の好機[illegible]
[illegible]侍士が半生の心血を
[illegible]の劇の事業[illegible]
[illegible]の直接の関係があつて、特に劇の研究
[illegible]に傾り[illegible]の[illegible]術が急で陶冶

No.

さんることは侍士の素志を永久に伝へて其の達
成を庶幾する上に於て最も意義あることゝ
[illegible]尚ほ紀念事業が世間有り触れた[illegible]
事業と異なる点は[illegible]
乃ち本[illegible]の事業は侍士の宿願であること、
[illegible]侍士の考案設計に係ること、[illegible]
[illegible]の侍士の接触の甚だ大なること、此の三点
は世間の紀念事業に全く例を見ざることゝ
[illegible]の特徴は構造の上にも模倣[illegible]
侍士は此の完成を[illegible]内容の上にも[illegible]
為めに[illegible]の研究の考[illegible]
[illegible]の[illegible]は其の表[illegible]
[illegible]の[illegible]を満足せしむる紀念[illegible]
[illegible]さるべきである。[illegible]

んの人、北の彼のことくして初めて紀念と言ふべき事業を興し、[illegible]
るのみならず、博士が[illegible]精神を東し、[illegible]
[illegible]の国のみならず、[illegible]
館を[illegible]自身が既に博士の[illegible]
[illegible]なる。博士が一生の心血を傾けし[illegible]全集四
十巻を精選し、紀念として[illegible]のさることし[illegible]設
計したるなり、[illegible]小説模[illegible]の細微の長所も[illegible]博士の
[illegible]指導[illegible]従[illegible]微[illegible]
博士の趣味を[illegible]
[illegible]
博士が[illegible]年[illegible]
の教[illegible]

博士の子深本の国書館と[illegible]博士の
北事業の為めなるべく[illegible]
出[illegible]博士の印税[illegible]
[illegible]
[illegible]

「明治戊辰」の終に記す

ことし昭和の戊辰に於て、六十一年前の同じ干支の明治元年を追想する時は、何人も深大なる感なきを得ない。去れば戊辰記念會が種々の形式により各所に催されたのも決して偶然でない。中に就て最も深入りをしたものは吾が文明協會である。本會は記念の式典を擧げ、回顧錄を出版し、諸家祕藏の記念物を集めて展覽會を開き、そして遂に「明治戊辰」の一書を公刊するに至つた。

此書を發行するに至つた經緯は、記念式典を擧げた時、明治史專攻の諸家が多く參會され、其の贊助により記念品展覽會も成功したのであるが、會を閉て後、此等の人々と大隈會長の邸に招かれた際に、端なく明治初一年史を編纂してはどうかといふ議が出た。一議に及ばずそれはよからうと何れも贊成され、卽座に重要事件十數題を選び、席に在つた人々に割り當てゝ其擔任を託し、咄嗟の間に此の修史經畫が成つたのである。此の經畫は簡單の樣であるが、頗る重大の意義が含まれてゐる。此一書を以つて

吾文明協會の創立二十周年を記念せんとする外に、御卽位大典を記念し曠古の宏謨に顧み將來を警醒せんとするの微忱も含まれてゐるのである。擔任の諸家は三伏の炎熱を意とせず、神速に執筆を果され、僅かに月餘で全部脫稿されたことは、吾等文明協會諸同人の感激措く能はざる所である。

明治以來維新史明治史は多く出版されてゐるが、特に明治の初一年に筆を集注した歴史はこれが始めてゞある。凡そ革命の歴史ほど複雑混沌たるものは無い。明治の維新は吾史上に曠古の大事件であるだけそれだけ、紛糾錯綜を極め、史筆を着ることが甚だ困難である。殊に革命の初頭の施措は、將來の規畫の基をなすものであるから、重大事件が輻輳してゐる。史家が着筆を難んずるも此點に在り、吾等が特に筆を明治元年に集注した理由も亦こゝに在るのだ。固より之れを叙するには精確なる材料と、冷靜の判斷を要する。幸ひに筆者は多年の研究を積み、史局に職を奉する人が多いから材料は殊に豐富である。尚ほ幸ひに六十年と云ふ歳月の銷磨により權勢に對する斟酌、情實の拘束などが今は除き去られ、自由に公平に書き得る世の中となつたことは何寄りの仕合と云ふべきである。各家が擔任された記事の内には新たなる材料もあれば、新たなる着眼もあり、明治元年史として他に匹儔のない正確精細のものであることは、吾等同人が窃かに自負する所である。

最後に言ひ漏らすことの出來ない事は、各件を分擔執筆された諸家の外に、三宅雪嶺、德富蘇峰二君が總説に充つべき稿を寄せられ、平沼淑郎君が干支に就ての考證を寄せられたことで、共に本書に一段の光彩を添へたことを稱へねばならぬ。尚亦諸名家珍藏の記念品の寫眞を多く挿み内容を飾ることを得たのも非常の仕合である。本書の編纂刊行には稲田讓氏が終始斡旋された。爰に其の勞を謝す。

昭和三年戊辰十月

市島謙吉識

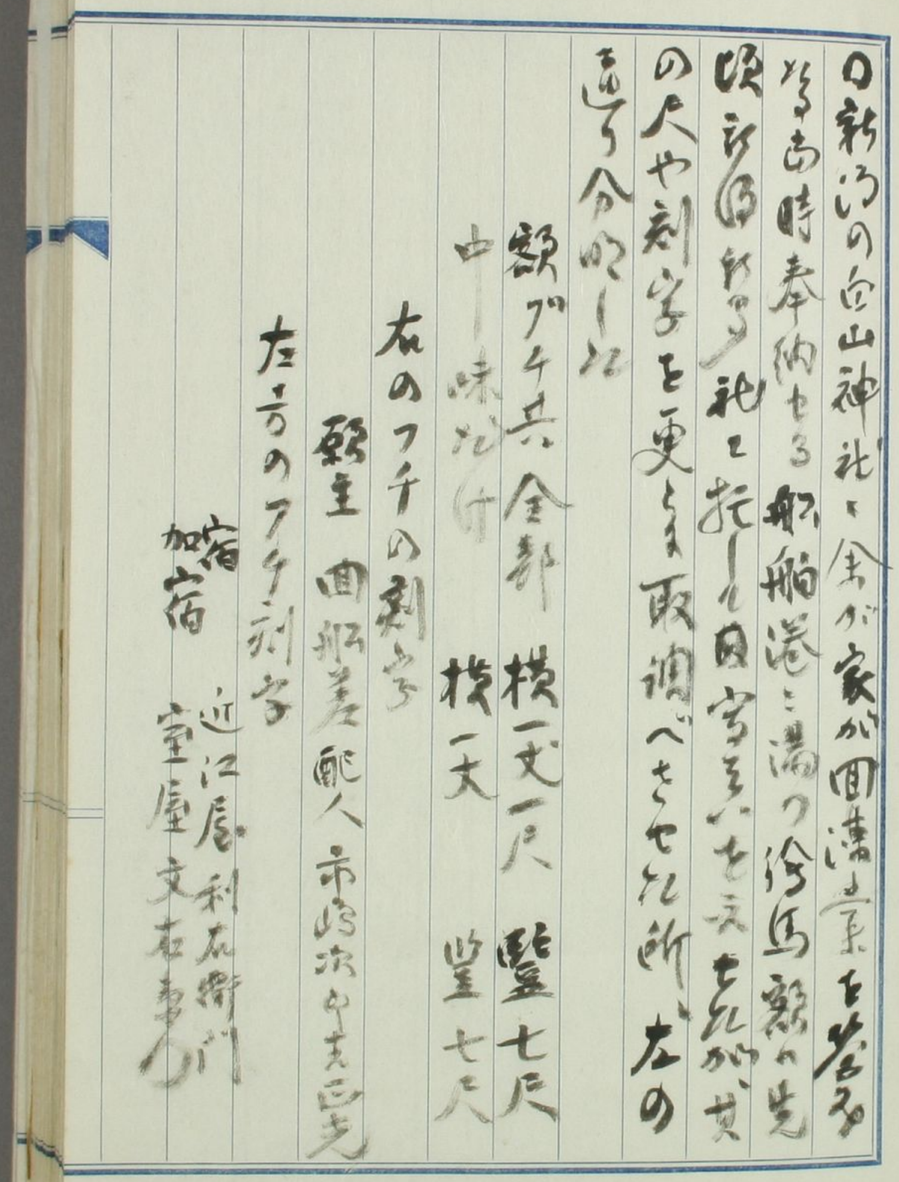

年號ハ　嘉永七年　六月上浣と有り

其横に　書工の名　文昌と印

有り、

宿昔に而工今世に知る所　寸尺を検すれば高

外に大也　尚其と貼りつけ置き　宮内と称

考すべし　（十月三十日記）

○博多の豪家大河久三郎　山陽の中劇を傳聞　山

氏と交を結ぶ　余の後傳を訪ふ　北恬稀と云う人

名也　頼氏の細こ書　伝記を惠す　曰く

山陽翁書　山氏　茶屋中劇　一軸　紙用の

海梁　光州三株　森挺然　二尾　其下一正一側尾

六有　博一人　策杖過　其半一童　琴を

橋原製

爲前年則　傍重高傳　其室而中腹

坦坡々上此室　二四間　制器　其業極古

尾別有一稿　天保　三如　右方上自題二

十八家以畫書　因案　其千支　文文

政元年也　翁此年三月　帰自　鉄西　書

鉄西洲中　跋海　右山　也　其高　麦

然未入　著論　邪　詞　為　帝有　三位也　欣

賞し　翁　数語　以留　眼福

大正丙辰　三月　十二日　頼源

北恬村田秀次の　題　頼源の文　明

て帰り　余　背　題　頼　と　潔

干支を　文政元年　とす　の誤を　正す　曰く

山陽為情史之設板者比僅尺寸可畏
也余只為之而已而其之著述甚多
而板刻詳者詳集無似益亦不安
況似落矣若文政元年壬午二年
壬申也辰觀異聞雜記時昭和三
年戊辰十一月上浣之黄昏微雨
春風樓

○四代亮仆と称浪中一良家の一婦人を偶
然見初めあるの日人里離れし荒寺果
て堂に独り住むとなりしを或る狂者のもとく
と能を聞いて聞くに日暮れ

雨もきりに降り、為すべき術なく一枚の石を
枕にとりて仮寝をせんと遊ずき一石を枕にとり、
公物とそれの主みつから即座に
ものすごく丈に倦まずとなりしかば、さて夜更け
ても寝具を使せず寝室に
も赤土にて横たわりたまへ、やがて入れ
ら何ら訳しかけても主人なく語らずに
とふの夫、其夜の妖怪に驚り、物的けて
当降りつづき、妖怪に困じて、雨の雷もまた降
雨を行とんとしかば主人流して、寄附
と変変所なく、妖怪つくづくと思ふて、此人長
と云のうち、或の狂人なるあれやと藤新

るるく思ひつて、四を見て禊やとを考く考き
敬そし給ふ及ぶのことを（ふの貼りつけあり）為と
見るる詩も歌も歌も（ふんが陽明文庫と注）る
ものを殊に書いて考えるとこそうく常人
の筆とも覚えず、試みを三の向りてえりと何人
の揮毫と問ふに答へ給へる者か書と答へ給へる
驚ろきし初めを己が姓名を明して江戸の歌人
なることを云ひ、扇面を出して何か書きてと
求めらるる、主人喜ばれて高して題せらん
供へとあり、北の一流に良寛と称の深き
解良家に残るる文書によりて少くか歌人
の名も知れ長と共に、しばらく、生活振

橋原製

と云へる恋愛振りと云へる良寛史人を思ひ
しもるるがある、良寛が四を云つて後二十年
間のそいいるるるのかこんい迎為の望者
るるるるべき輝流るるんが聊か興味を感じこ
こに考るのつけあり

十一月二日

○かつて浦山の山元一帳を婚ふ面白きの共
の姓武帝とつるを伝賀の人と正すに
るるるるし、浦日集発表と共の小伝を載す
るを見て始めて共の姓の武帝を見るあり
世間ちることを知り、又共の出世の紀前く
あるまして紀伊家在花の人ちることを知
り得ら。北人六俊七年こまん宮と子義

小柴と鄙しく清浦山の名あり、田能村竹田
ミ山の比別に一枝軒を出し比の流三十二年
の十二月七日六十七歳を以て歿し比岩佐の
く人氣いきいが、山水に近氣ある近世南画
の雄とする。

○此墓の天長の印きしく家石も成り立ち此
を作れる山の墓地に人の墓を長し、墓地
内をそこうあるきしていろ〳〵の墓を見る内
此に加人とうとし新しく人の墓も一二あつ比、光
就化か墓心義その墓がえびある、長三河
の墓城内入りて又ある、塔を土饅頭式に傳
ある石碑かまつてみる、三河天明と墓を建し比
本のもある、城内樹が茂つてみて古い版を城
い比土饅頭の形式を採つて石碑深い比ふ
が或つか此の墓地とあつて、中まい一つの大石を
饅頭形ゑまるめ比るもあり。おもしろい風
である。墓を見ることおよそ此ひの人の風格が想

徐々に、暮れの歳末は興味が薄く、寂しくも山の市街と化し、ちょうど学校の前を通ることもあるが、休日であるが例年あった北門の紙製獅子数が数多く透しぼりとなるもの、十二支を形つくるものとなりついて帝祝まるとそうひいきく駆駆もあり、珍らしい獅子数が多くあるのと、学生の人の数等こえる工夫をつくるし刻がめまぐるしく出来て心あるものかとも思つたが、創と感じと学校の門前の街は知れ祝ど凡ぶでもいやうな気がした。

なお、入口の右側に城郭の一部と擬したものがあるが、えんま日章旗が掲揚してあつたのが目

程なく南の街も化と思ふた。銀座通りを生ることの御大典を祝の為の高底の前に装飾をなつてある商店もあり、丸ビルの前面に電氣装置で大典に用ひる花穿旗に擬化粧飾をした。

祁楽堂の映画の時代といふを見た、男女のカメラメンが険八映画時代といふを見た、男女のカメラメンが険を冒して目迅速撮影を敢向ひし十八の乗女の手脚ハ男子を圧倒する所あり、かハ斯くして女子を抱にまでお転倒を心ることとなる執しもみるを見て一笑した。北映画に元の横が烟幕を遮る所がある、烟幕ハ自分の如きを見る所で、往々映画と称

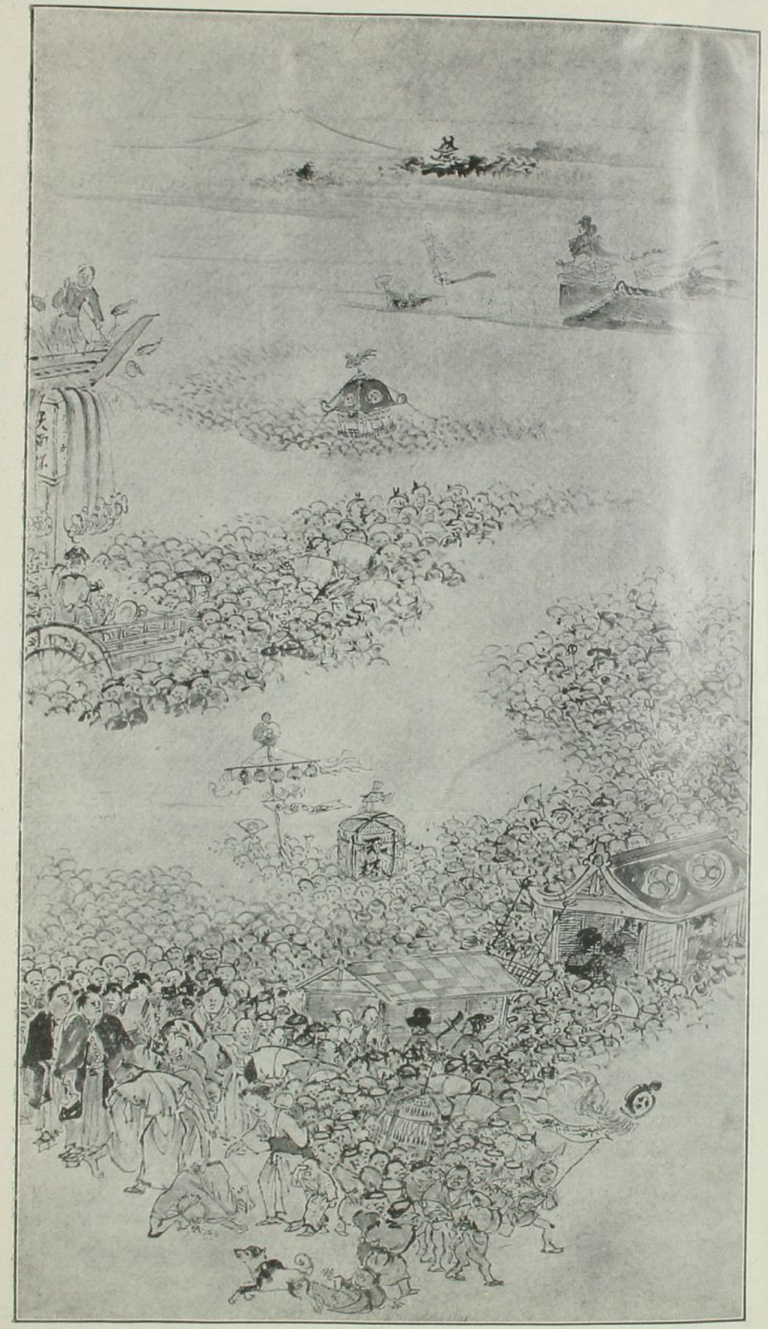

戊辰御東幸天酒頂戴市中の賑ひ　（故帝室技藝員　田崎草雲筆）

ところの自分の志を未獨も敬来することを常に世
況を例とする。荒いものが来ぬ内にまるから自然
新しいものを觸れる。実に荒いものでなければ理解
し難いものである。其時居るべき筆
獨で行く氣が起る。カヒーとても日本で
ある、自分の友人で、自分の考の全く
相違を悟りしものがいくらもある。実に
迷ハシ乃ち不幸である。世の有の推移と知
らんとするまへ年齢の有る者のみを世務
るる如、自分の性質のみを世務べ
が敢て其を定とせず、一笑に附してみる

十一月　写記

○安部宮内卿は、遠藤七郎といふがあつて、勤王の為めに盡瘁し、北辰隊を組織して奮戦し、抗し難きを知り、城を投じて、四方に奔ることゝなつた。前原奥平が城後に来た時、夫人は遠藤と伊藤退蔵を特に用ひて、内政を謂へんことを乞ひ、遠藤は尚保守的の豪家で、前代より田利を流めた人物であり、御堂は遠藤を徒として初めを建てゝ、夫人を祀つてゐる。村杉の温泉を開いたのも又遠藤であつた。遠藤は文化七年の間から時義をよくした。山川住治郎が奥羽

之流れて城後に来た時、前後二回遠藤の家に世話をつゝ、夫は斯波藩を変名して、北辰隊の内藤の亮と共に、山川八十六の時、去ること遠藤の家に寄宿し、山川の話といふを聞くと、北辰隊の方から、弾に平四郎の落書が多かつた。山川も亦国者で、新人北とある、書庫の鍵は盗まれて持ち去ることを許せなかつた。七郎の資性は、頑固で、奉天の面は、学問と、山川の家に預つてゐたこと、かゝるのは、世に命じて、北辰隊の記録とされてゐる。七郎の本義は住治郎

の見法の家に寄宿したことがあるといふ時
一枚の画が、そうした因縁から生じたものである。七郎は
晩年、彰之、東京に現はれ、高野の養神
その他洗濯果満田成長士とある、幕末に
春国といふ画家が彼の後に受継ぎ来て、遠
藤の家に居ったことが、国子探偵であったこと
は明白である。七郎は、こんな画を多
く、四條風の画は北の人から来てゐるものが
晩年は南蘋を模倣した山陽の影響を
受けて酒に換へることもあるといふ。家花は
前原一誠が七郎の画に無い所を追慕
七郎がこの作を奥
の奴おの作を奥

秋月藩史料調査会

平に出の文を寄かして一帳がある者前
その妻おあを托する文言が見へておか
い、須田七郎の傍を利行することは上毛映
社が訪れ来たりとかく、林翁まを地等の
字を無いと。

十一月四日記

追云 我の上琴詩酒中
こへ
林義方

時務一針

記念事業の傑作

市島春城

世間には記念を名として事業を起すことが珍らしくないが、如何にもと感服されるやうなものが少い。人の爲にする記念事業なるは、少くとも其人の性格や經歷や好尚などを表象するものであつて欲しいが、それが亦實むづかしく無意味に墮するものが甚だ多い。

頃日、日本橋内藤博士の古稀を記念するため設置博物館が出來たが、これなどは記念事業の傑作ともいふべき稱なる例である。この博物館は博士が半生の心血を濺いだ學問そのものに直接關係があつて、將來學の研究がこゝに行はれ、それによりこの藝術が益々闡揚されるのだから、博士の素志の達成を匡護する上に於て最も意義あるものである。そしてこの記念事業が世間のと異なる點は、第一、この事業は博士の宿願希望を本とした事、第二、博士自身の考案設計に成つた事、第三、物質的にも博士の密興の大なる事、この三條件は世間あり觸れの記念事業に漏んど例のないことで、博士の精神は徹底的に屆いてゐる。

博士は館の設成を見てひどく滿足に感ぜられたが、實に記念物などいふものにその人の滿足を博し得ない位なら、寧ろ企てない方がよいのである。此館のごとくして始めて記念の二字を高調し得るのである。實は博士自ら構造を案じたれはこそ沙翁に因ある運命に陥ふことにもなつたので、館それ自身が既にミュゼアム的である。又博士一生の心血を傾けて沙翁全集を完譯された記念としてもふさはしい設計である。館内には博士が多年蒐集した内の意匠も博士の指導に因つたから、博士の趣味は遺憾なく發揮されてゐる。館内の意匠も博士の指導に因つたから、博士の趣味は遺憾なく發揮されてゐる。所の如く内外の關係が數奇彫刻藏されてゐるし、又博士はこの事業を助くるため遠に聚字までも寄附された。

館は博士に最も緣故の深い早大の學苑に建られ、峨峨なる講堂林立の中に異彩を放つてゐる。恰も博士が幾百敵樽群の中に異彩を放つてゐると同樣で、この館に接するものは同人も永久に博士を聯想することを禁じ得ないであらう。かくあつてこそ眞に記念といふことが出來る。恐らく記念事業の模範とすべきはこれであらう。世間記念事業を案ずるものは宜しく範をこれに取るべきである。

日本
多
所載

前掲の
稿を更ら
に書き
改めた
也

原刻

○酒伝三論伝等一卷、細川寺所本ヲ示さる。酒辨論ハ、ことの類ヲ、ことの初ヲ、ことの
おもてなく、こんまで、完用七ヲ、ことも、所酒
家の名ハ、先、酒家長持、好酒、酒家ハ、酒室
律ハ、好酒、中屠家ハ、中左ヲ、左ヲ、仲
成、各ヲ主張ス、酒ハ、酒ヲ、酒ハ、酒ヲ、
ものさ、ことの、思ハ、大膳職の花ヲ
ヲ、ヲ、ヲ、ヲ、ヲ、巻末ニ左の後語ヲ、
天文七年七月初旬ヲ
内膳主膳正忠慶宗
柳花
文安四年四月七日ヲ写ス
大膳の進小槻朝臣久俊

右酒伝三論終明一巻者大隠朝臣所作也余幷三清傳命愚息康定書之

文政四年二月下旬　花押

○今は秋の夜長び枕と就しむる時びあるべし夜なさ
へ長きもの寸夜の錦の衾も冷の寄る時枕
と侍いうべくるの柳北が枕を詠へ貴光蘭月
面又霜紙依香能り寒あるとこれのもげれ
もと思い入るの枕は頭脳を安置する具びある
人の魂魄が何物なるかを枕へたも
なんこ庶幾へこのびあるべきの人を安息を助つる
るの寝具のうち枕を美くるものいうへ。さて枕

直枕を太平の象とも為る。人を安眠に導く為
めいかばかり人が工風を凝らしたことよ。悪夢も
喰いもるといわれた枕は猫の図を画いたり、香
爐を枕頭に置いて香を薫らしたり、事事
物物麦酒を用ゆるホップの夢草を枕
して催眠の媒とし、高低の種々の工風を凝
る。斯の如く種々の工風を凝すのも道理なり、枕は
人生の夢を進ずる具びあるが、往々にして炎
を助けて不眠に陥らしめることがある。閨房
の枕が多く寒冥を感ずることがある。閨房
紅涙の湿る枕を温めし悲しい焔の
如くなれを乾かしもする。所枕あるのれしとへ

りて崖岳を去しとある。旅枕の如きは思ひの
多き、旅情は如客の枕なり。集まりたれば。
感交を列つて寄るもしかるべし。志かし炎涼もさまく
び詩人は枕頭に詩を得、藝術の人は往々石枕
の境に四海を湧、英雄は一時に枕頭
より来る、勢力の霸業豊臣の堆図豈又不眠
の境より来るもたや。青人は枕頭多く空想
に馳せ英雄は美人の膝に枕し、漁民の
策を建つ、目侍き狩尾、冷たき枕に乗と
夏四の士は時に田天の業を枕つ。志
郎の士は城を枕つて四に弱し、江に枕する橋
は交を枕をいふ。北斗は枕をヒギキレテーブ

に使つたのもあるが、尚枕を珍らしく
ハカを角ふ。枕引かあるく沒さ一杯に枕投し
がある。貴妃の枕は七時の唱家の名枕として先を
ひき、林中の唱家枕、私富の宝
作の金と枕を呼び、嬉しの枕を新枕と唱び
は枕を以つて四答葉とし、定枕の宝を花枕といい
枕を呼び、婚礼用の枕を新枕と唱う。時は
枕は閨中の武器とする。都の美子笑つて
投げた枕に答へるとく。くり枕や、宝玉の枕
熟病患者は水枕を用ふ。枕の上に氷枕がある。
枕の昔の低は清水納言に書かれる枕橋がある。
双枕はうきあかしくて墨堤

を人体蛾乱と称し、人類生々の機微を
こゝにあるを、嗚呼、拙なるかな
（十一月二日記）
方論を補へ、性質聰明にして手を拭ふ
時々に汚れや藤枝を用ひ、（用ひ、藤枝を拭ふ）
巻を拭ふ、（用ひ、藤枝を拭ふ）
を拭ふ、軍人は戦を拭ふ、校書は
三強を拭ふ、拭ふ、拭の玉、鞭は邯鄲に、旅金は
家の枕は常主、雲の群を拭ふ、何
ぞも拭の鉄を感し、支那人は華紙の拭に代
都市金を納め、長拭練会は平等原内の
心として好色家の玩ぶ、物組織の長拭は
識者の説が明らかである。和紙は拭を用

標原製

がある、古物の一形式で拭紙とのことである。
○近頃米の市場、巨富を出すとやうなる
あり、其の名人を紙と式十式百式の沿
換金をじりとも出す様子を以て
決して為す事、紙幣の数多あるも所詮こん
を政府へ献上するのが一証を参ることや
けば其の紙幣の束を腰帯する
えん即ち日本紙の金庫とも出さうと
さうさう、日本紙の金庫を花する紙
幣まへ外の特徴あるらし
○高速度の輪転印刷機を敢て珍
しからざれども、吾社に之を据付んとす

英傑は英傑を知る

三條、伊藤兩公大隈侯を激賞の書翰（明治四年と三年の書翰）
明治政史の秘密を語る

【上】

廣井紅秋

去る六日に東京丸ノ内昭和ビルの二階室に故井上馨侯、伊藤編纂會の主催にかゝる同侯傳記資料展覽會があつたから予も展覽に赴いた。第一室は在滞時代より明治五年に至る材料の感銘で高杉晋作外數名連署血判の赤心報國の

血盟狀

をはじめ種々珍奇のものがあつた中に就き予が最も珍しく感じ大隈侯八十五年史にも見ざる所の伊藤公が明治四年七月四日井上世外侯に宛てたる制度變革に關する書翰であつた同書翰は長文であるが散頭散尾憂國慨世の文字である優々に至る大隈たる太文字である優々に至る大隈伊藤兩侯は政見を異にし火花を散らして鬩鬩したるとありしも兩雄亦晩年に至り意見を同じふし提手、立憲政治の確立に向つて進みたるとあり

英雄の心

事光風霽月酒々落々たり政見によつて合し政見によつて離れ正義に合し不義と鬩ふあるのみ、立憲の大政治家明治の大英傑は獨り大隈侯伊藤公あるのみの感を深からしめた此書翰を眼にし一讀倦くことを知らず老筆を呵して寫し取つた伊藤公にして既に然り天下の英傑世界の偉人として我邦が故大隈侯を崇拜するは決して偶然に非ざることが判る書翰に曰く

◇

◇

追々制度變革、官吏の黜陟之典も御擧行有之趣、昨日山田歸府近況之概略を得、識者慨歎從事、服に不勝、僕は日夜向東方、義制良法之發令を仰望、不安瞑食、杞憂爵々に打過、以故愚按を草し坐下に噴呈却し諸君の煩憂忙鬱を增加恐懼之到に不堪、至倘不得已

御憐察

被下度候、此邑山田の說を聞に肥後安場某大隈を退之論に而嚴公を搖し終に其說朝野に布滿、耆老兄方之靈力に依て鎭靜するに至れりと、實に在朝の諸君子は知人の識なしと云ふべし、大隈在朝既に四年常に交膠接面、互に國事を討論し銀雜危急家至大之責任を共にする者、年之久を經て未だ其人物の忠奸を察する不能、其才能之有無を見る能、閭巷之一書生之人物を遽に品題するは何事ぞ、可笑又可恨、如斯して三千有萬之民命を保護し國威を萬邦に輝す、謂非すして之を任するは何事ぞ、實に朝廷至

虛言に

賀心と思はるべき乎、人を用ひ人に任じ事を爲すの外

其初に

當り是非を論ずる卓識の有りたるあるやいなし、如斯輕率に而して何人乎我大日本之柱石たる大臣たる、堂々たる帝國を覆滅之如くするに非ずや。又聞越の經濟家を再び擧て民政を委託すと此に至て在朝人を嘲笑するの活眼なき而已ならず、既に施行したる事務之得失を自ら辨する不能終に賞罰之大典も地に墜ち恐れながら明天子之大德を汚すに至るに非ずや。今日朝廷之計、維持すること得たるは獨大隈の力に非ずして誰か

其後と

雖も幾度か艱難危害に當り此難事に處せしめたり、而して來た其人物之如何を不知は三尺之小兒にも劣ると云はざるを得ざるも、僕は雖君之鑑尾に從ひ如何之事にも力之及ぶだけは當り申候得共必竟蒸氣機關の一部分にして蒸氣力を起し之を運轉するの頭腦ある人物なくては大藏省の改制も六ヶ敷、又漫面談合之上造幣一部之機關に御用ひ被下候へばキンドルといふ蒸氣家之指令を受け百五十度の酸度をも忍び可申候

大隈兄

大藏省に在つて經分悉皆の新制を被行と思ふことなら、固より離を去り、安に就き、更に無御座候年去當分六ケ敷樣なれば造幣へ御官被仰付度偏に御懇察を乞申候謹拜具

七月四日

木戸孝允可然御傳聲奉願上候

博拜

世外老兄

御書後乞反火

この書翰は井上侯爵家の秘藏にかゝるものなり（編）

英傑は英傑を知る

【下】

廣井紅秋

三條、伊藤兩公大隈侯を激賞の書翰（明治四年と三年の書翰）
明治政史の秘密を語る

書中肥後の安場某とあるは安場保和氏の事か又三岡云々とあるは越前藩の三岡八郎氏即ち由利公正氏のこと、山田とあるは山田顯義伯歟公とあるは岩倉公なり、明治四年には井上侯が三十七歳、伊藤公が三十一歳、大隈侯は三十四歳にて同年六月二十五日參議の職を辭し同二十九日更めて大藏大輔に任ぜられ同七月一日制度取調掛を命ぜられ同十四日再び

參議に

任ぜられたが同二十七日政府は新紙幣を以て藩札と交換する旨を布告した是皆大隈侯の意見の實行せられた結果である。

三條實美公の激賞書翰

左に掲ぐる書翰は大正十四年四月五日雜誌史料編纂局主催にて東京虎之門官舍にて開會せられたる雜誌史料展覽會に出陳せられたる書翰にして三條公が明治三年二月十三日佐々木高行殿へ宛てたる秘密の書翰である三條公が公平無私の見地に立ち大隈侯ならでは難局に處する能はざるを痛論し佐々木氏に賢同を求めたるものである、如何に大隈侯が明治三年の交に英才を發揮し朝野に重要視せられたが判る。前掲伊藤公の書翰と共に雙璧として驚讃措かざる所である。

要用以略札申陳候、於藩中廟堂にて相談候而も宜候得共疑も有之候間大樞老筆を以て警に申入候

昨日も

同藩より談話有之候民部大藏の儀誠に今日の急務至要の事件に有之候、昨夜來も備相考候處小生見込は別に無之候、大隈氏を參議に登用民部大藏之義も當に掛り卯付けられ候はゞ政府と民部の情實も相通じ有力の人材廟堂に有之候時は自ら政府の力も强く相成り偏重の憂も無之旁々兩方の御爲にも相成るべく候、尤も此儀小生の强論にも無之追々も符合致候間此の如く相成り候はゞ稍弊害を除き物議を鎭むる之道に可有之と被存候、元來人材有識有之候處可惜才英破に餘りありて人を籠絡し讒謀德望に近く溫和の氣象、包容の度量無之所より自然誹りを來し、今日の物議も有之候事につき、決して他に疑ふべき事も可惡事も無之、實に可愛の人なり。然して大隈を參議に用ゆる事副島にも稍や異論に似たる氣あり小生疑ふらく副島には大隈を參議に上る事を免じ參議に轉ずるの意ありと思はん歟、此處小生論破する事如何と思意致候貴下如何

大隈を

擧げる事は疑念あるに非ず衆論に從ひ材力の士を政府に上げ耳大の權力を政府に收攬するにあり、目は天下の怨を民部に獨に騰せずして善惡共に政府に擔當するにあり、此儀、岩、副、廣三氏も同意ならば、大久保にあつては異議もあるべからず候、小生愚按此策を捨て他に良策なし諸らず貴下の所論小生の見に符合す。聊か考慮の上合論に到るべく周旋有之候はば幸甚なり。尚後刻面上陳情可申候得共參朝の上他を避け別坐の內談は、頗る輿論に有之候應々書翰を以て大體論申入候也

明治三年二月十三日

佐々木參議殿　侍美

參議よ

り民藏兩部の分離論は廟堂の風靡を告ぐるに至つた時三條公は大隈侯に擔護說を持し民藏兩部の必要を力說せられたが遂に三條公の擁護論も破れ民部大藏兩省は獨立するに至り大隈侯は明治三年七月十日民部大輔の職を免ぜられ大藏大輔を以て參議に任ぜられ、太政官に列せられたが。

一、權力を太政官に收むる事
二、電信手中の權を進行する事
三、新紙幣を管理する事
四、刺客を監視する事
五、鐵道電信を全國に普及する事
六、廢藩を斷行する事

大隈侯は當時民部大輔にして大藏大輔をも兼任して居られ政府に於ける侯の勢力は偉大であつた、之が爲め大久保、木戸、西鄕、副島等の

參議よ

り民藏兩部の分離論は廟堂の風靡を告ぐるに至つた時三條公は大隈侯に擁護說を持し民藏兩部の必要を力說せられたが遂に三條公の擁護論も破れ民部大藏兩省は獨立するに至り大隈侯は明治三年七月十日民部大輔の職を免ぜられ大藏大輔を以て參議に任ぜられ同年九月大藏大輔を以て參議に任ぜられ、太政官に列せられたが。

一、權力を太政官に收むる事
二、電信手中の權を進行する事
三、新紙幣を管理する事
四、刺客を監視する事
五、鐵道電信を全國に普及する事
六、廢藩を斷行する事

等侯の提議は ことゞく容られ着々實行せられた。侯の偉才卓見ここに光輝を放ち大いに貴男兒の面目を施すに至つたといふべきである。（完）

A Universal Picture

UNCLE TOM'S CABIN in 11 reels

Eliza	Margarita Fischer
Uncle Tom	James B. Lowe
George Harris	Arthur Edmund Carew
Simon Legree	Eulalie Jensen
Cassy	George Siegmann
Topsy	Mana Ray
Eva	Virginia Grey

Original story by Harriett Beecher Stowe,
Continuity by Harvey Thew and A. P. Younger
A Harry A. Pollard Production

ユニヴァーサル映畫

アンクル・トムスヘ・ケビン

ハリエット・ビーチャースストウ女史原作
ハリー・エイ・ポラード監督

エリザ……マーガリタ・フィッシャー
アンクル・トム……ジェームス・ビー・ローエ
ジョージ……アーサー・エドマンド・ケリウ
サイモン・レグリー……ジョージ・シーグマン
キアシー……ユーラリー・ジェンスン
イヴァ……ヴァージニア・グレー
トプシー……モーナ・レー

（略筋）西暦千八百四十年の頃、今から八九十年前、ケタッキー州にキアシーと言ふ娘が居た。黒人との混血兒で奴隷であつたが白人と同じ樣に育てられ、白人と戀をして、エリザと言ふ娘を生んだ。それが持主から急に賣られて了つた。娘はシエルビーと言ふ家に、キアシーはサイモレグリーと言ふ者に賣られ、生木を割く樣に、引離されて了つた。

それから十五年經過した。シエルビー家と言ふのは情深い家だつたのでエリザは娘の樣に可愛られて生長し、年頃になつて、シエルビー家が他所から借りて居たジョーチ・ハリスと言ふ實直な青年と戀に落ちたので、寛大なシエルビーは自ら媒酌人となつて、盛大な結婚式を擧げさせた。

その後、ジョーザ・ハリスの持主エドワードが突然やつて來て、ハリスを歸へしてくれと迫つた。シエルビー等が仲に遣入つて頼んだがどうしても肯かなかつた。

嗚呼、人身賣買、奴隷制度は人の兒の運命に恐るべき毒牙をたて始めたのだ……。

昨日葵橋ニ見タ映畫ノ中ニ、アンクル、トムス、カビンハ一寸ノ興味ヲ惹イタ、人身賣買時代ノ無茶利ガ行ハレタ遠い昔シデハナイ其時代ノ悲哀ノ搭刺ヲ表徴シテ居ル、今日ノ國ヲ描ク如、此ノ映畫ノ採来ル

八南北戦争の幕があって、最高潮に達したと思
われるのである。

○尾佐竹猛が法理法規学校に講演した「外交上に
り観る内治維新の戦争」は一説の値あることである
と、時期（一時代）既成の事実（後に比べ）やはり注意尾
佐竹さんも如何に学者が動くことがある、

幕末に国の運命に係る重大の事件、外交と
云へば外国の力に依頼して日本の権益を亡さんと
したことがある。当時西洋の強国は競って日本の
領土をつけこみ大活動をやろうとあせっていた
佛蘭西は幕府を援け、英国は薩を援けて
る方略を取ったのである。当時獨逸というの国いつ

○ペーセンとしめられた活躍したのは。徒等の競
争の目的を立てくを産制したが幕
府や薩と全く日本の国運を考えずに
かうく外国の力かまりて深く居れば
たら、日本は亡びたろう。初めの内は
代（第二回）と佛国が幕府を援けたとこ
とは聞く気を喝くられてみるかとの丈の程
度まで依頼したが其の深さの就て、こんな
確な史料を錆のそのふかい尾佐竹の示し
てのる材料を見ると真に人をして怖めたら
しむるものがある。

文久三年池田筑後守一行と幕府が佛蘭西

きいりし時佛国ていに思ひかけなくことをこのゝ北時
ハ開港を願ふる者なる使命を流しこのむかゝる出
方ていに四国の接待堂かあるを、佛国から軍艦三
をのき漂することハ行なひなるべくそえ
般と国一次六る番面を使ますかどうとこのこと
て此国を勤るべし其時まで出来た條約書すハ
勤るくべきたの国條かある
第二条 大君の使ハ日本へ帰着の後
三ヶ月の内に日本政府、下の関海峡を通
きんと欲する佛国船の航行を陸ゼし
めんことを約する、而して已むを得ざる時
ハ兵力を用ひ、又時宜と佛国海

軍分隊指揮官と一緒にして通行を妨げ
ることを約する
第四条 右の約定ハ千八百五十八年十月九の
佛蘭西と日本との写と続ひ為る條約の規
すべきの一部を見做、双方主人の
本書交換を為すもの
佛蘭西の海軍と一緒にして事ハ
出ることあるまじ、自由と通交セしむる為ま
佛と英国の海軍と一緒に佛の指揮の下に英
の海軍ハ行動して宜しいと云ふ主流を條約、而う
もは三ハ秘密條約として一八五八年一十月九の佛国の
[illegible]と続ひる條約なり

北條氏を結んで功を奏すること、聯合艦隊が大物
を迎えんとして待つ時のごとく、海内の英雄百万北條
氏を仰ぎ奉るべき、秋来て明らかなるに、日の批准をも
うるに及び、佛國艦隊、聯合艦隊と合して馬
関に向かえり。
幕府と佛蘭西の関係は、北條時宗と蒙古との
事に佛國の伝記する氣があるに、果上物語の列伝
海外一人伝の長物語の時代の時なりしに、
幕府は、その長物語の時代の時なりしに、
幕府は、その長物語の時代の時なりしに、
る氣が起きて、征討軍の人物として松平伯者
守から、幕府の枢要、稲葉の老人、元と
慶応二年七月幕府の附の上書

夫是合衆政治、容易の御平均御見振歩之
然るに佛蘭西政府、三十艘の軍艦
を借出し世上の議論の不顧、夫人を遣
而、夫ならば速ひも一の者、其他に東に
亦北海の上書の内に佛国の力を借るべしとの主
張のあるに、福沢諭吉の外国
から軍艦を借りるの得策を言へるの
二箇目の長物語の時代の時
の指導と言はれる程の文書が出たといふ
尾佐竹の説に所によると、而寅六月廿五の夜佛蘭
西ミニストル度指大意但蕃派といふものがあり
志士小笠原壮吉守と佛公使ロシユーの間の秘

各番船を戴セてゐる、八幡宮と伊八公使との関係と
云ふ、戦争が始まつた時に、其方の御方の者
で御座つかと、伊公使に尋ねたと云ふ、伊
公使は一般方略を授けてゐる
幕府の高士山艦を以て、東地方を砲撃し、翔
鶴丸を以て引き出島を奪つて兵
卒一番を以て回篤を守る、萬一外国船
迫の節は其等役に委いと候、船舶
有之候ば、御都合宜敷様、又要
所々々砲を御備振付方之
事、大坂邸にも御討入の方立候事、
市地にも御討入の方立候事

榛原製

御討手の諸藩（数万人）を上ゲ之の儀
を会し、御討入おの成（ゴモ極ニ至奉存
候）、公室及徳川公伯爵ハ一般方略ら
言ひ出しゐるとどちらが信用出来が解らぬ。更ニ公室
京阪ロッシュニ対ス書
長物五が何程あると思ふか」の問ふ話し、
「二三千人ハ出すのし候、甲鉄ハ五のみそし、外
ニ蒸船一隻おり、其他ハ小さい蒸船
ばかりし」北外ニ伊公使ハいろく説いてゐる
英吉利ハ全く薩摩ト誠ニ候ものとおる
入ものでも最早日本事ハ元伊方
ニ成ニ公室原ハ公使の御手ニ

諸藩士と感情を通ずるを
現ずるに至る。当時幕府の無能さが
遂に以上の如くいたるへ、仏公使の世論に軍艦が借りたいと
と申し出し、英仏両の法い特権のバンクラを云ひ
の上海すことなりしと云ひ、金と共ものを打ち負
かしたとも利の為公法まで仏公使と相談
のるとの噂の由なる。仏
伐後の城の困難と幕府に仏蘭と金を借
りることを求め、英仏を抵当と出さんと云
あるを、一歩を誤れば北海道全部を失ふ
る恐れあるとの議論
幕府と薩邸を焼打しし時も仏蘭西が背後に

みて指図をしたに英国が伊伐を敗
こ敗れて江戸城を和親の大局論を聞いた時も仏公
使は先ず趨一番の力を及ぼさんとし込んだが英国公
は海れこを駁けた。模本が函館に渡つた時も仏
の士官十名は中略と合乗して働いたとある。個様
な仏もろく幕府を助けたるが幕は日こ
非ずして英国の助けに薩長が常に有利の勢ひ
あるとの事。パークスをして
幕末の外交殊に長州伐の外交は花
跡のるものなり。花し本体を忘れて外国の力
に頼つたるは日本の運命はどうなつたか知
れるへ。幸ひに大切なる体を失はずに済んだ西

郷ひも外国の力の頼ることを非とし、英ひも佛ひも
此度の押寄を為きうのやつと。保し彼等も互
ひに牽制し、比かく、各々か野心を逞しうすることを
を得ざるに、或る俗説に曰く高岡公使が彼我
を牽制し、その江戸城を焼打ちとの方略のごときも
西郷と勝との相談の間に出められたるのなく云い
んてみるけれども、実に英公使の抗議が之れを止
めたるものなる、英国が恭順を表してみるの
証拠を撃つ所の事件、パークスは薩
摩に左袒したと云へ、此の様きい流石に公平で
ある。とさくさの間に著為西の北海道を租借
しようと、偽金の方の横領、賛の法船所を佛四

三点欲さんとすれば、こんなことも問わ（い他日の
大果となることあるかも流石に日本の弱味をつけ
こんび野心を達しやうとも思しろうとのひ家達え
御陰を得ばかり今から振り返って音時を思
ふと恢恢たるものを得ることが多々ある。
○去年は四朝に仕へ、三位弾正位の盛典と
今年は老齢も亦高齢味あり、昨十日午後三時
過かに紫震殿を拝し、紀主と家族と為
年を祝ふ。愛子紀子もこれに参列
の郵便切手を求めおく　十月十一日

一　郵便切手

今回發行したる記念切手は四種にして其内參錢紫色、拾錢黃色、拾錢紫色、拾錢黃色は主として內外國書狀用にして、大禮當日の御儀に際して、大禮記念郵便切手等に就て

二　繪葉書

一は即位禮紀念郵便物條例を來明門より拜したる圖にして、岡田三郎助氏の畫きたるもの、二は大饗第一日の儀に饗宴場の舞樂に於て皇後に奏せらるゝ五節舞の圖にして、岡田三郎助氏に囑して畫きたるもの、三は大饗の殿內に設けられたる大位を圖案化せしものなり。

三　附印

紫宸殿の御儀に用ゐさせ給ふ大鏡中の鳳凰と大饗の殿內に設けられたる大位を圖案化せしものなり。

遞信省

勅語

天皇陛下には十日の紫宸殿の御儀において左の如き勅語を下し給ふた

朕惟フニ我カ皇祖皇宗惟神ノ大道ニ遵ヒ天業ヲ經綸シ萬世不易ノ不基ヲ肇メ一系無窮ノ永祚ヲ傳ヘ以テ朕カ躬ニ逮ヘリ朕祖宗ノ威靈ニ賴リ敬ミテ大統ヲ承ケ恭シク神器ヲ奉シ茲ニ即位ノ禮ヲ行ヒ昭ニ爾有衆ニ誥ク

皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率ヰテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニス是レ我カ國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト竝ヒ存スヘキ所ナリ

皇祖考古今ニ鑒ミテ維新ノ鴻圖ヲ闢キ中外ニ徵シテ立憲ノ遠猷ヲ敷キ文ヲ經トシ武ヲ緯トシ以テ曠世ノ大業ヲ建ツ皇考先朝ノ宏謨ヲ紹繼シ中興ノ丕績ヲ恢弘シ以テ皇風ヲ宇內ニ宣フ朕寡薄ヲ以テ恭ク遺緒ヲ嗣キ祖宗ノ擁護ト億兆ノ翼戴トニ賴リ以テ天職ヲ治メ墜スコト無ク愆ツコト無カラムコトヲ庶幾フ

朕內ハ則チ教化ヲ醇厚ニシ愈民心ノ和會ヲ致シ益國運ノ隆昌ヲ進メムコトヲ念ヒ外ハ則チ國交ヲ親善ニシ永ク世界ノ平和ヲ保チ普ク人類ノ福祉ヲ益サムコトヲ翼フ爾有衆其レ心ヲ協ヘ力ヲ戮セ私ヲ忘レ公ニ奉シ以テ朕カ志ヲ弼成シ朕ヲシテ祖宗作述ノ遺烈ヲ揚ケ以テ祖宗神靈ノ降鑒ニ對フルコトヲ得シメヨ

集書院
Library
讀書通券
定價壹錢五厘
京都三條高倉之西
院内社中詰所之印

大阪の書店荒木伊兵衛の書行に係る旅
誌「古書通」に貼附したる、此の後者通券は次
六年集書会社が発行したるを模したる
ばらいぶらりーの通券のものなるいとのひあ
つ、集書院と集書会社が新構したる次第なり

樣原製

券の裏面に印刷してある。

○此度の際新発見なる外四人天子は英国
人が米国人が何人かであると思ひの外、尾張伊勢の海
漢に因ると云ふの如くなりたり
獨逸人と云ふことのそうな居りますが、実は
和蘭人の天子さんと云ふ男が御後ろから来
北条氏の方を言ふて居ります。北男は
平松武兵衛と名乗つて、日本語を使ふ
日本の刀剣を着物を穿き大小を差
し髪は鏡器隙業を貴人と云ふ居り
ます、磯山の御者、伝治の金山の占領

ちびも意見を述べて居りました
云々とある。此時分外国人の日本の名をつけてみたこと
がいくらもある。長州のうちのパウンドといふ英国人が
西洋が、まだ日本名の章井鐵と助といふと当時
いろく南人がみな、皆なる活躍したことである。
○幕末の外人で最も日本の事情に通じ卓説であつた
のは、アルコスト、サトウ、パークスのたぐひである。パークスのたぐひ
をつとめ、義道といふ新聞。此人に「英国策論」といふ
著書がある。無名ハ、まだ関係したことハないが幕
府四年の日本史で出版したものがまだ幕府
の実権が衰くて為すすべきを論じたものである。見を
隠蔽もろく出版してゐるのも珍しい。佛人の意見ハ

横浜製

薩長を亡ぼすべしとあるのも面白し。サトウは長州
征伐とも偉かなる。物一四さく討つことが出来ない
政府とも、幕府が北条氏を討つ湖すことも
中々出来ないことなどもあるの本国の政治家な
らそう云ふことはやりませぬと云ふてゐるな
どい意見である。
○但彼の自説い列国環視の中で行はれたのが外交の
種々の日本とそれに恐るいまもあつた。別紙の二三
が驚くべしの別は明らかに采するやうの事があつた
ら、どうなつたかも知れぬ。そこにあるまで
ぜひて接近があるから、めこ章程に日本は保護
を助かつた。露国がどさくさる乗じ、蒙古を

欲望あるつ時ともに英国の艦隊が出うけたのに、露国もしりぞき退いた。神人全く出来ない為に、横浜貿易の法、船舶が仏国の手に帰し、英国が猶人で大限が八十万人の借入金となった。と二つの事を流した。幕末から維新のかけて列国まいろく困らせられたことも多くあるが、自助かつたことも多いのである。外交の味い訪る給仕の時まだ未だ感することもあるが、当時の南国の印象ひも、えんち敬称なる、かつたが、史跡を見ると、日本は外交の手腕を変と鉄いてゐるのは、列国の外交が不思議な日本を利益を図らしたことが出来る。

○榎本が幕の海軍を率ひて函館に籠つたのは、実は中国からの人が教唆したのであつたが、列国は三人を交戦団体と見た。外中立を宣言した。こと人をどいめることを見くるが、榎本は北海道を平定して別に政府を建てた。外国ひは是を見ても一個獨立国と見做したことがあるが、外国の側る獨立戦争があるから、斯く見たのも無理はないのは、新政府は野蛮国つた。支那から兵器を輸入する外国船に托して、是が中立市場に入つたことがある。弾丸を生じたる、兵の上陸が出来ないことがある。弾丸榎本は屈して降参したけれども、或る研究前は獨立国として列国に

外交上の交渉をやつぱりあるべきである。
日村山秋濤山陽等し同学殿一生を高くし
者〻示す、最も松陰先生の松陰と称
と称故の交あり、こと山陽の行状もあり、
[illegible]の書簡[illegible]
漢文[illegible]、然れども実情[illegible]
[illegible]し、此書簡の大意の一[illegible]論を論
し終に者様〻及び[illegible]
[illegible]
[illegible]故安西[illegible]
[illegible]
十月十二日 親後手
宮

代云申上

先頃の故
[illegible]久[illegible]奉復仕候[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

南洲翁伝

[illegible]

[illegible]

[illegible]

心底をよく先輩と意識是ニ
人をの表をよく存ず所謂修学精学
御酒しの点ハ一のこと御座ハ
ら流儀のこと御座候流儀ハ
所謂付与情思こと甚だ
漬御聴至及共墨未詳也
御一覧ニ成ハ幸ニ存ず
八月吉

南洞和尚侍者　　裏和尚

横河蔵書

考ハ此船山集ハ少自量
京打参ニ付　　仮ニ見ニ
（ニ之新の孤一ニ見且任
尊論ニ見深ハ
何ハ生ニ）加ニ此集ハ不
謂ニ春ニ　　ハの住侍ニ

○寄我耐軒の七絶得本今日推入の所云
動酒尊者ハ不知諫書細雨歩機人語
如此一隅平生事、総付浅野俗世
馬年且月金秋日　耐軒書
耐軒翁の人共者ハ似ニ北人余

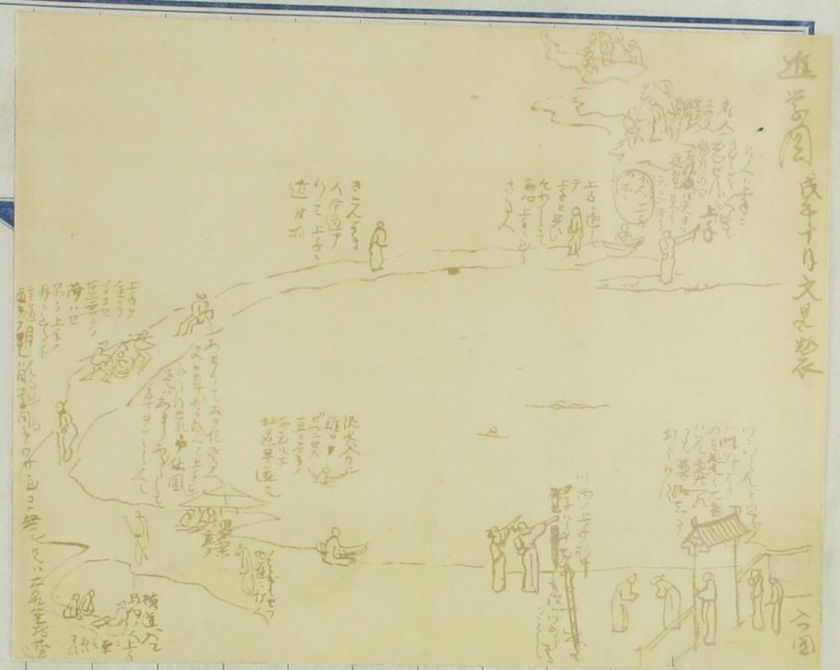

文晁遠景の図に就て前に大阪を書いたが、図を欠いて居ったから家光に掲げて置くのである。

十一月十二日

やうな書が一つ残りました。それはあちこちから
借りて来てあつめられさまざまな良寛さま
はいつの間にか何冊もふえ
「おんがの、はんにおんがの」
などの文字を書きなぐりしまつたことでした

「えいとんびやうこをしてしまつた」良寛
さまは思いがけない跳ね起きをして
そしてそこら散らばつてゐる和紙を片端から
調べて見ました。
「おんがの、おんにおんがの」
どの本を開いて見ても表紙の見返しの

とこころにかうして文字が墨くろくとあいて
あるまつた。
「こんな大変なことをしてしまつた」
良寛さまは今更のこころ自分の老つた失策
に驚きました。
「どうしたらよからう」
良寛さまはいろいろ考へて見ました。今更泣
きこうとしても泣きこと出来ない。それ等の
文字を眺めながら良寛さまは思ひに
千々に亂れるのでした。
しばらくさまは思ひ惑うた果てに、良寛さま
はかう自ら叫びました。

「なあんかまあものか」「俺がの」といふ言葉くらゐ
紙(ゆ)のきく言葉ハ大体著民迄く「おん
どうのこゝろへ」どこゝあくらと北斗の赤ハ
ゝすあるところゝ粒ゝいつても「おんがの」だ、
「おんがの」ハ著民のこゝの」と同じことゝ何も北
良寛が他人のおを借りて置いて「おんがの」
と言ハゝとこゝろ「良寛のこゝの」とすハ
ゝこゝとゝ言ふ言葉がるゝ。「おんがの」はお前さ
まのところへ行けば即ち「お前さまのこゝ」
北とはんれ著民)りが何を気ゝかけること
がゝるゝか
かうゝゝと、良寛さま印つて言ふことが面白

くゝゝゝ来るのゝ。それと何ゝいふことゝ
ゝそこのゝゝある物をキ)あゝ字月を移つ
て来ていハ、その「俺がの」はんれおんがの」を考
き散らしまし。
「愉快〳〵」
良寛さまハしまひすゝ世界中のこゝの為が悪
くゝおんがの」であるやうゝゝ著民さま
へゝゝゝひしに。

○十月十五日（秋）雨ふりくらし。夜に入て雨止（候）和日（らき）
雲さへ見へそめて月さへ出て、おしく閑を消す
れハ大興気味を味ふ。去年十月十日いまの光
明を仰ぎ出し海内、安政の壮丁神興を梁いて抵抗まる
天子、新つ仁君の位と棄て行方知れすなる
時節さへ、神大業祭を祝するの表を一番
して祝ふ思ひのきを旨とせし
去年前に出たる洛門ハ大典の為
実と御らん記せ也。ならハ日本指上空洲等の所
ならハ品川の戦争、えんくきを戦争
として所を帰る始ハ幕や所を沸る

二月とりくすれ別る京大典新ふ東京市
中ハ北ハ北ハ飽まで京都式を、廟堂の
今小三種の神事日々の新ふ紙ハ諸大典（盛儀）ふの御
式を報ずるの新念ふ湯紙盛典の後を
以つて換めなり、電動く神代ふのまくを回戻
ふ知らすることがやうを回位を人ふ自せし
むるふ新ふの敬あるべく、今次の御盛典
ハ吾こ義保しと申すべき数今ハ資
所も皇室も報せ百官職ふ始ふ京都と福
りも東京ハからハきふ、天書ハ先帝ふ御位
の時、時の書ふ二通位しも京都ふ来ふ、盛儀
二列する毎ふ、あるべんとて、御ら又ふを得て

今回の大典は意義の難かるべき西南と雖
も思ひを馳せ敬虔の念を捧げつゝあり、宮内
[illegible]あるべし、聖明の天皇の御宇に生まれ
給ひし後醍醐天皇の御宇に長じ、大正天皇御位の時に首相に就
任し、[illegible]を[illegible]もあるべし、今の北の[illegible]と[illegible]
[illegible]の四朝に仕へ[illegible]を拜し、日本[illegible]
[illegible]の隆昌を[illegible]
[illegible]七十[illegible]を祝ふに至れり、尚ほ健全
なる、四囲を浴する深しと云ふべきを得ん、今
日自動車を駆り市中を巡る、凡そ[illegible]
感を深し、一言[illegible]祝を[illegible]

快を覚ふ

数年中大典紀念事業のいろ〳〵のうち、
市内各中の過化主任耕地の人形木彫四
品三自基、木彫舞楽の冠形者会、
五色奉書つき会ハセ市紀念（指に擬）
一枚の絵はがきみあり）大典紀念のうち二
三種、紀念品の内の二種あり、内容
八民衆用うる味あり、今〳〵和
紙をこゝに表わす、其の内

せうわ
貳拾本入
定價貳拾錢
昭和
せうわ
貳拾本入
定價貳拾錢

グローリー
拾本入 定價七錢
10 CIGARETTES
WITH MOUTHPIECES. 7 SEN
專賣局
GLORY
CIGARETTES

專賣局

輝く御大禮を
皇統譜に御登錄
畏し萬世に傳へらるゝ
即位禮と大嘗祭

今上陛下御一代の大儀たる十日の即位禮及び十四日の夕から十五日の曉にかけての大嘗祭は萬民歡喜のうちに滯りなく御終了あらせられたことにおいて一木宮内大臣、杉圖書頭は皇統譜令第十二條並に同令施行細則第七條『即位禮大嘗祭（中略）ノ年月日ハソノ式ヲ行ヒタル後コレヲ登錄スヘシ』との明文を奉じて皇統連綿として光輝ある大統譜の天皇欄に左の如く永遠に御記錄參らせることになつた

昭和三年十一月十日即位禮ヲ行フ

昭和三年十一月十日ノ公告ニ依リ登錄ス

昭和三年　月　日　　宮内大臣　一木喜德郎
圖書頭　杉榮三郎

昭和三年十一月十五日ニ亘リ大嘗祭ヲ行フ

昭和三年十一月　日ノ公告ニ依リ登錄ス

昭和三年　月　日　　宮内大臣　一木喜德郎
圖書頭　杉榮三郎

歸京後直ちに御登錄

杉圖書頭謹話

皇統譜中に天皇の御事を記しまつるは大統譜で、皇族方は皇族譜である、大統譜に御登錄申上げる事項は

（一）御名　（二）父　（三）母　（四）誕生の年月日時及び場所（五）命名の年月日（六）踐祚の年月日（七）元號及び改元の年月日（八）即位禮の年月日（九）大嘗祭の年月日（十）成年式の年月日（十一）大婚の年月日及び皇后の名（下略）

等であるが即位禮及び大嘗祭は最もお目出たいことで直ちに大臣と私が御登錄申上げたいのであるが何しろ大統譜は尙祕の部局外に絶對に持ち出すことを得ずとの規定があるのと目下供奉を仰せつかつてるところから歸京後早速御登錄參らせることに打ち合せが濟みました

悠紀(上)主基(下)兩地方風俗舞の圖

大嘗祭

伊藤小坡謹畫

の大嘗会の御祭典の必有祭典が欠る事いまゝ
ゝ
ゝ

も其芳香の愛するべきに驚くべし、今
久しく枯り本田の花を見ざりしに、其飾りは変せざる
を知り、撫ぜなぐさむを得ずと、日本の花に託して
寄する俳句多し、特に変化を国語に表せず、米国
語の変化を書せざるべからず、国情おのづから
異なり、理科の人日の鑑賞、実に偏する不可なるあり
然れども外国情養の菊、今は海を渡りて
り、美世の言他山の石とすべし、十一月十七日汽
船の内人の所持しておる雑簡中に家族の書簡
を二十数通得たり、曾祖母が三通、北堂のが二通
真鳴叔母のが十数通、内子に宛たるあり、外和家
の叔父に宛たるもあり、曾祖母の自筆の書簡

いかなる家にかの少なくとも孫をすべきことあるから、まづ数
枚を選び一巻に仕立てたり、家廟書簡墨と書し
たり、曾祖母の書簡に先集したる人、家廟
に属する書簡を数巻に仕立てたり
とがあるのみの家廟書簡墨と書し、外戚に属
する人の書簡墨と書し、別に書してある、
此外に和家の書簡を巻となしたるも
が荒平なるもの八巻あつ
た、今まで他の書簡巻と混合してあるのを
元のまゝに仕立て、巻に納め
別に保存することとせり、家祖伝海外や三巻
簡巻紙、第上巻の書簡を得た

Too Late

Each on his strict line we move,
And some find death ere they find love,
So far apart their lives are thrown
From the twin soul which knows
their own
And sometimes, by still harder fate
The lovers meet, but meet too late
– Thy heart is mine! True, true! ah true!
– Then, love thy hand! Ah no! adieu!

– Matthew Arnold

敢て山陽と侮まるあらんも、余の草稿に山陽と
関すること多し、北海旅行日記に求めらるべし、
三四と止まるべき光景、牡丹花、山陽嘆を加へし
自然、来歴、又、来る事を知り、異つて
筆を執り、十一月十日

○稀覯書の價の高い、今も昔も同様である。珍書
九が高くすると自然偽書も出る。北海漁人
此話記七つかうえんとかの方の記事がある。西河公集
などい今たまに拾ひくらべて、自分の家の記事
かめて、それを拾ひとる此が、北海記事

近年世上に珍書を好む人多く、無用の書にても稀なる書は甚高價に求る事となれり、それ故僞書なども世に多く出る事になりぬ、寛政巳年には唐土よりも寫本の珍書を渡し、猶未た渡らざる珍書は目録ばかりを渡し、高價ならば持渡るべしと云こせしとて余も其目録を見たり、多くは僞書と思はる、諸候にも天下第一の藏書家といふあり、其庫中になき書は價を不論して求ぬ給ふ、是も其寛政巳年の事なりしが、文徴明の市用集只一帙のものにて本數も少き物書林最初は、銀十八匁にて買たるが、二百疋になり一兩になり三兩五兩と賣買して、終に三十五兩にて求め給ひし諸候あり、庶人にては備前の鴻本氏など甚書に富りと云、是も家になき書は何にても募り求む、諸國かゝる人多き故、格別珍部ならぬ書も高價なり、舊き唐書なども、近き年までは三四兩の價なりしが、五十金七十金なと云、萬曆枚の十七史など も二百金といふ事になりぬ、其外毛奇齡の西河合集なども百金二百金と云、近き頃靈臺儀象志に儀象考成曆象考成を添て、寫本にて百金に求め給ひし國もあり、餘十年許以前に、靈臺儀象志の板本を七兩二歩にて人の買しを見及たり、偖の年數に段々珍奇の書書は人の爭ひ求むる事になりて高價にもなりけらし。(橘南谿の北宮瑣談後編卷三、文政十二年出版)

当時の珍書で此書も後者
かつとあるとは、自分の家の
花瓶七百両や二百両出しと
ばかりの高時の百両、今の
千両以上の高価、馬鹿げたこ
とひ高の

○余は観世音と祈て挙げた
日子ちゃと失考語とかとも
内子語る、余幼ち迷信を排
拔を以て此の先ちゃらも新
世界の観音と祈りとるへ
き事と思ひる後者し金四の新図を

食する時、書を刻する毎に、一杯の酒を捧げ、合掌して、代の。大悲大慈の観世音菩薩を祈とする
やうなり

○久須美雪堂氏、卿士の名つとに晩年志きるに、余を祝
ひまつり、書画を求む、余の詩を書して、其の題
画を余に托す、雪堂氏、既に歴年未だ拙を忘るる
能ず、今日、書画全部を携へ出さいるを得さ
るの所、今日書画の書画の書画、日本の所り、展べて之
れを見れば、多くは、余の家日本の、
の標準、すの、元久須美雪堂所蔵云々と、元
の言を要する所有権云々をあらはす、
余、巻末の梅歌、なる、副子東馬の筆跡四名
二

はる丈のかるるものと、久須美雪堂、千月十九
晴近(印)

○先頃上京の、江浦氏、本稿反故紙を
麦印に附し、以下、三海梅の常世日記一冊
があるそうえを、梅ひ入れ、江浦と、梅が、ど
んな関係があるかを、知らんとして、江浦の
家の跡のものが、三海梅を住居したらいが、
どんなる、ゆびをうしたらの、江浦の子
孫の何かしらんことをやつたかどうか
り、江浦家の修墓の折の文書を集
めた巻物が、あつたらうえを

傳り受けたる見ばかり山本北山の書いた諸侯と
京人の先代の碑文い収めてあるが、家系
も充分分らないので模写を一二世紀以又
三浦梅園といふ高名な梅の
系図続いあるが、先人今り百年以内の
高松と見ばかり、為延次の三浦梅園と就も
八代清七郎し重要物。就て人名朝文の
事ども郎氏といふ発起をなして来た。
まづ島田元波の考証が収めてあり
て恰度自分が知らんと欲することが出て
居た北島西といふ人が江戸の反故を買つた中
に江戸諸侯の三男範司が三浦侯に入り前

標石製

と云ふ記録を家に新しく出来た筒を載せ
ましたとある。江戸家の経歴も乗せて出て
ゐる。北考証い未定ともあるから、次考証更に
三浦梅園のことが書かれるものあらうが、大体知り
たいと思ふことが知れた。北島西といふ人は私の
千葉三浦梅の日記が物したことを知つてゐて
先祖のことも書き入れひある。三浦梅園が言
ふ通り名高い梅の系統とは全く異つた小格子
であることも就の記が、えらい一寸失望し
た。左の表紙のみを収めておく。

十一月廿日朝

吉原末期の三浦屋と江澤家に就て

島田筑波

一

昭和二年の十一月末であつた。上總のある家からの品だと云つて、下谷龍泉寺町の砂子座と云ふ古道具の市に書畫のマクリが數百枚出たことがあつた。その中に長崎の畫工廣渡八平治の畫いたオランダ舟と四十二國人物の寫生畫とがあつて、オランダ舟は孚水畫房の手に、四十二國人物の寫生は、銀座に夜見世を出してゐる石野清一の手に這入つた。

この話が一寸評判になると素早しこい人物があらはれて、その書畫のマクリを買出した家をさがし出して、たう〳〵それ等の品物は、上總勝浦在部原村の江澤述明の家から出たものだと分つた。

上日黒駒場に藪内信次と云ふ人物がゐる。この人は元北千住で古道具市などやつてゐた人であるが、本年の初夏勝浦在部原村の江澤述明の家で三千卷ばかりの書物を賣る事を聞出し、その書物目錄を持廻り、東北澤の廣野健司に相談し其處から其話が文行堂の耳にも這入り、廣野が書物を手に入れたら文行堂が引取ることにまで話が運んでゐた。そこで廣野は藪内を案内に部原村の江澤家に赴くことになつた。

廣野の一行が勝浦で下車して部原村に行く途中で、澤山の書物を積んだトラツクが、こちらへ向つて走つてくるのに出逢ふた。もしやと云ふ豫感が一行の人々にあつて、不安ながらに江澤家に着くと、果して書物は藪内が目錄を持つて奔走してる間に、銚子の信田と云ふ本屋に賣拂はれてしまつたのであつた。それから更に本郷の大橋が買取つて、九月廿日神田圖書倶樂部で賣立をしたのである。目的の江澤家には書物を荷作りするのに使つた本箱へ詰め込んだ手紙の反古が一山と、寫本の記錄類とが少しばかり殘されてあつたのを藪内が買取つて、其の品は大橋の賣立前に、文行堂、廣田、中善の店へあらはれたような次第になつた。

二

一方また別に江澤家から出た反古類を、上總の立場から三ノ輪の河合が買取ることになり、その反古を私が更に引取つたのである。私がその反古類を買ひとるには理由があつた。ソレは江澤述明の父の講修と、その一族との關係について、是非ともしらべなくつてはならぬことがあつたからである。

去年私がある人から讓られてオランダ語で說明を書いた河原慶賀の植物寫生圖を四十枚はかり手に入れたことがあつた。河原慶賀は、シーボルトの植物寫生に從つた畫工で慶賀寫眞草、草木果實寫眞圖譜の二著書によつて有名な長崎の畫家である。その時私はどこからこの品が出たかを尋ねて、矢張りこの品が江澤家から出たことを知り、江澤家とは一體どんな家柄なのかとうして長崎畫家の寫生が、上總あたりから出たのかをあやしんでゐたが、この反古類をしらべて、初めて蘭醫添田玄春が長崎から將來したものであつた。ことを知つた。

ソコで私はこの蘭醫添田一家の研究を初めて、添田道周から玄成、玄春に至る三代を詳しくすることを得た。この植物寫生圖を長崎から持歸つた玄春は、道周の孫で、其妻奇勢子は江澤講修の三女であつた關係から、後に玄春の子就明が江澤述明の嗣子となるに及んで、添田家の醫書その他のものが江澤家に傳へられたのである。後日私は更めて添田道周のことを書くことにするから、こゝには詳しいことは省略することにした。

三

コンなわけで毎日私は數百通の手紙をしらべてゐる中に、意外の面白い事件を發見した。ソレは江澤講修の嗣子で、幼名彖之助後に範司と呼ばれた人物があつて、この人後に江戸に出て武士にならうと、その當時（安政時代）盛んに行はれてゐた、御家人の株を買つて、大番の與力から上野の寺侍、御立關番、さては普化宗の虚無僧にまで轉變して、いよ〳〵最後に吉原の遊女や三浦屋の入聟に納まるまでの經緯が、江澤述明よりその妻の理惠子に、また奇勢子から母の連子と兄の述明とに宛てた文反古によつて窺はれたことである。それで事件を想像し、年代を推定しながら、とにかく其の經過の跡を辿らうとする。

然しながら手紙には一つも年代の記入がなく、たゞ月日の日付のみである、よつて何月何日とだけでは、これが安政か萬延か文久か、元治か、これ等を編年體に纒めるには頗る誤脫錯亂を免れなかつた。けれどもとにかく私は多大の苦心を以て、これが順序を誤らぬように、江戸末期の吉原の狀態と、安政時代の武士階級所謂御家人なるものゝ生活、株の賣買の工合、吉原の末期の遊女屋の樣子、とりわけ三浦屋にはどんな遊女が活躍してゐたかを年代を立てゝ資料を按排してみた。

かように幾度か手紙をよみかへしては、事件によつて年代をきめて行くうちに、これほどの出來事であるから、きつとこの主人公の範司に就ての日記か、または記錄がなくてはならぬような氣がしてきた。そういふものがあつたらば事件が一層明瞭にわかるようにも思つたりした。

ところが私の考へたように、この事件の顚末をしるした江澤述明の日記が文行堂の手から早稻田の市島春城さんの手に這入つたと聞いた。それを見せて貰つたら、よほど私の資料となつ

吉原末期の三浦屋と

たであらうが、折角纏めたものをそれがために書直すとなると私の熱が冷めてしまふかもしれぬ。ソコで私の錯誤はあとで春城先生の示教を仰ぐとして、私は私の見るところによつて書くことにした。

四

順序としてこゝには江澤家の家系に就て述べることにする、ソレヲ明らかにして置かぬと後に範司の一代を述べても分らぬ事が多いからである。

江澤家の家系に就ては、天保八年に講修の書いた江澤家記錄に、慶長ノ水帳ニ太郎兵衛ト有リ、其頃ノ古帳面ニハ總テ名主太郎兵衛トアルノガ、コノ家ノ祖先デアル、元祿ノ古帳ニハ名主辰之助トナツテ居ル、コノ辰之助ガ成長シテ太郎兵衛トナリ、寶永正德ノ古帳ニハ名主隼人ト記サレテ居ル、其後代々太郎兵衛ヲ名乘リ名主役ヲ務メテ居ル、然ルニ寛政七乙卯年十二月二日ニ講修ノ父茂正ガ隼人ト改名シ、講修ガ太郎兵衛ヲ名乘リ、寛政十一年巳未十二月十七日ニ改名願ヲ時ノ領主大岡主殿頭ノ勝浦役所在勤ノ郡奉行寺田郡兵衛ニ差出シ縫頭助トナツタガ講修デアル、

講修ハ文政四年辛巳三月四日ニ江戸濱町ノ大岡家ノ屋敷ニ召出レテ御用聞ヲ命ゼラレテ一代苗字御免トナリ、翌年ノ五年壬午九月ニハ日光御社參ノ割元役ヲ命ゼラレ帶刀御免二人扶持トナリ、苗字ハ三代御免トナリ、同八年甲酉年三月ニハ三人扶持ヲ五人扶持ニ加增サレテ、廿七日ニ御目見ヲ免サレ御紋上下ヲ拜領シテ、天保六未閏七月潤左衛ト改名シテ同九月ニハ御給人席ヲ命ゼラレ子孫永代帶刀ヲ免サレタ。

と書てある、またその詳しい顚末は講修自ら「承恩錄」と題した著書に記されてゐる。

五

一體江澤家は勝浦在部原村に古くから居住されてゐて、この附近の網元を、掌つてゐた。そして寛永年間には江戸深川の干鰯場をば設築したりした。「關東鰯網由來記」はその事實を詳記してゐる。

然し江澤家の資產を築きあげた人物は講修の父の茂公である。この茂公は、字を理長と云つて、上總國、長柄郡中原村の產で祖父の久我左近俊明は、地頭所加藤金兵衛知行所中の代官役を勤め、父の市郎左衛門儀和は同村の名主役を勤めた。茂公はその四男で幼い時に祖父と父を喪ふて、家祿頗る衰へたので、十二歳の時に江戸に出て、麴町の吳服御用商加太八兵衛の店に仕へ、十九歳の時に衆を踰へて番頭となり、其家の從者數十人を支配することになつた。其後故郷に歸つて、安永九年庚子二月二十八日に江澤家を嗣がれたのである。

この時の江澤家は寛延寶曆年間の凶作と不漁とによつて、家道漸々に衰微し、安永二年癸巳二月十九日には當主の太郎兵衛政文が病死し、あとはその妻と女子が四人と男子が二人殘された。その中伯仲の女子二人は早世して、たゞ幼き二女と二男のみが殘されて爲すべき業もなくて、彌々田畑に離れ借財は日を逐つて增加するのみであつた。

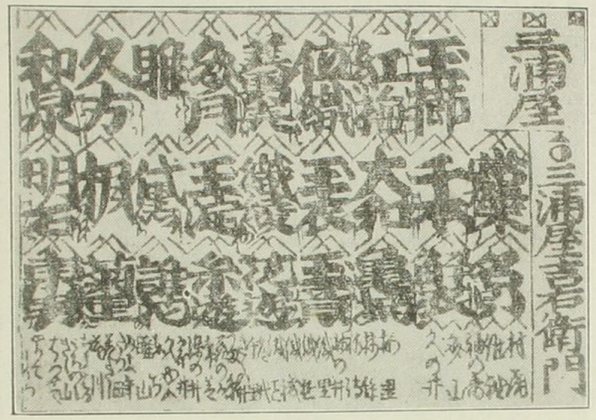

此時に遲蒔茂公の事を聞てしきりに江澤家から懇望されたので、茂公は遂に江澤家を相續することになつたのである。

茂公が江澤家の嗣子となつた、翌年の天明元年に志を立てゝ農業漁業の傍らに商業も初めて、數年たゝぬ間に先代の借財を悉く償ひ、先代の時よりも多くの田地を作り、土藏三ケ所別莊二ケ所を設くるにさへ至つた。又酒肆一軒漁屋六軒、穴藏數ケ所を建て、漁業の小船數十艘を造り、東武から奥州に至るまで通船をなして、資財は先代の十數倍を作り、寛政七年に長子の講修に名主役を讓り隱居して隼人と稱したが、文化五庚午年四月廿四日に急病によつて死去された。時に行年六十二歳であつた。

この人の碑銘は文化八年に山本北山先生によつて、「江澤翁理長君墓表記」の撰文成りて、其の菩提所部原村の出谷山長秀寺の江澤家累代の墓所に建てられた。亦此の茂公の行狀は講修の「理長君行狀畧記」に略叙されてゐる。

六

江澤家のことは、それでほゞ諸君の了解を得られたものと思ふ。そこで範司の父の講修のことに及ぶべきであるがこの江澤講修の事は文行堂の「短冊」で發表することになつてゐるからこゝには、その三男六女に就て述べることにする。

講修には配秋場氏との間に三男六女を擧げられた。長男龜太郎、次男滋次五郎は夭世して、三男の範司が嗣となつた。長女の榮子二女の浪子も夭折して、三女の理惠子は夷隅郡日在村の松崎氏の次男述明を壻として、村内に地所をわけて貰ひ、深川佐賀町になるかやと云ふ吳服店の出店を出した。四女の多勢子は弘化二年六月二日に、深川御船藏前に朱子の像を祭つてゐる

の書物目錄を持廻り、東北澤の廣野健司に相談し其處から其話が文行堂の耳にも這入り、廣野が書物を手に入れたら文行堂が

吉原末期の三浦屋と

會輔堂の主人で、儒者の菅野程之助の配となり、五女の奇勢子は弘化二年六月十九日に、下谷和泉橋の官醫寄合添田玄春に配し、六女の孝子は嘉永四年八月十二日に不幸にも夭死された。

これで三浦樓の入聟となつた範司は、講修の三男でその相續者であつたことが了解されたことゝ思ふ。また三浦樓の實際の經營者であつた述明とは義理ある兄弟であり、奇勢子は其姉であることが明らかになつたことゝ信ずる。

よつて次號から江戸末期の三浦樓のことを述べる事にする。たゞ三浦樓といへば諸君は萬治以來代々の名妓高尾を出した三浦屋を想像するであらう。

けれどもあの「高屏風くだ物語」に書かれた高尾や「高尾考」に出てくる高尾を出した三浦屋は、文政に笠家左簾と云ふ江戸座の俳人が當主だつた時につぶれてしまつて、其跡は絶えてしまつたのである。

私のこれから述べる所の三浦樓は天保の時に再興された店であつて、江澤講修の三男範司が安政四年に入聟になつた三浦樓がそれである。この新しく再興された三浦樓は、萬治以來の三浦屋とは全く關係のない小格子の店である。諸君はどうかそのつもりでよんで頂きたい。

十月一日野州鹽原に山本北山先生の高尾塚の碑を尋ね、福渡の松屋別館に一泊して徹宵此稿を成す。

花魁語

中山太郎

去夜、Y先生を中心とした同人の集りが催された。食後一同が車座になり雜談中、左の如き話題がY先生によつて提出され、二三の問答が交換された。

Y先生。昔、吉原の遊女は、花魁語と稱して「ありんす」とか「くんなまし」とか云ふ語を用ゐたさうだが、全體、此の花魁語なるものは、何の必要があつて工夫されたものか、それと同時に何處から來たものかそれを知りたいと思ふてゐる。折口(信夫)君は何かこれに就いてお考ひになつたことはありませんか

折口氏。吉原の花魁語は、幸若の舞の座の用語から出たものだと考へてゐます。元吉原時代に江戸で流行した女歌舞妓は、幸若を舞ふたものです。そこで是等の女歌舞妓が風紀を紊すといふので禁止され、遊女となつた者もあつたので、自然とそれ等の者の用ゐた語が、あゝしたものになつたのであらうと考へます

Y先生。賣笑史の著者である中山君は、當然、知つてゐべき筈だと思ふが、如何ですか。

中山曰。折口君のお說は、例の學問の臺工夫を出す天才の卓見ではあるかも知れませんが、私には直ちに賛成することが出來

の書物目錄を持廻り、東北澤の廣野健司に相談し其處から其話が文行堂の耳にも這入り、廣野が書物を手に入れたら文行堂が

○外国人は事の動章をわしかう、体を手足の此き其
和国にも内実は動章がすきで、手を四ーと動章
を外国から貰らひ、勲の記章も鉛の六こ揮んで
貰ひたがるものが多いが、稀に動章を拒む
者人格の人もある。体のプリアンのかきい鳴る内めこ
が動ある人でもあるけれども動章を受けぬことが
其人の心係とうつるみる、日本からも動章を贈らん
とすれば其の内意を聴くに時々辞退したから
始めてうつるとかが其の辞退の意義が何すして
居ることを得しめるる　氏は上衣のボタンの穴を指
さし、微笑しつつ彩くは此穴をウアジンにしら
のようなものとなる、猥褻のやうなあるが味の

ある話題の言葉が出ると一笑した（十月念日）
○自分は幼の時の風俗を覚えんとして、其家の若い婦人が大風
織手を以て牡蛎の武者絵を書いたを見たことがある
〈乙上げに脱前が、紅粉の塗りはかるか、城後
国の塗りもあつた。其の絵を書いたさまざま
の顔料が彩るのが面白くて、まづ乳母を抱か
めてみる時、毎の乳母を使ふは、其の底に生うけ
て、侍と書くを色りて淋しがるらしく、其の家の
花は一二と言かあつて名もあつた。此の市は刑行
しと自分の泡菩提に義もあるが、今の元行
様は風俗の系統と保存することあるから風俗

まだ、あの先行機まで機械味があるようなもので、
が、先来気味で、こゝに来て見れば
い気味なもの。たゞ（屋上に先行機の）る毎に
いつも切時の風を感じ、一方先妻と
先妻の子を捨てゝ、先妻の子供は長男にあるが
外の機味の打撃者が、その家の蓄電池と
外頃は、長男は五月蠅び、世中が一人守り
つきとりの付いたもの。これがこんが風すきで、毎日
く一人の庭に通つて、貝殻拾をよくした。
あるとの子供の頃の婦人は後さんとちうして
まゝ在命があつれやうとは、怪が拾をもて
打続いてあるとの。此の一人の家は

ひとゝ共男を欲しがつて、いつも二階に来
ゆしても多く飾てある風の間に泊まり、忙し
い業をも止めて、此を泊まる為めの御馬と
なつて母騎をとつて、児は世中を車に
乗り出うとは、こんが為めに可き散財を大
風を買ひ求めることもあると語つた。市場のこ
とは自分の記憶に全部ないが、妻の語る由つて見る
と、お京の嘉兵衛に一時住したのは明治廿三年の初が
の遠方の一年計り前であるのは、まゝ一人ハもと
の乃ち業を継ぎてゐたと見えて、自分の印の
のことゝ大風を心ることといふて、ういが、
家庭の主人が児を歓待したことは（自分の印

時の戎信するものがある。事も又世の世の事の世ひ
ら、風ゝハ心の豪家を[illegible]ますけの義を出して一笑
を[illegible]の事を持の[illegible]とらしいの[illegible]の飯味の[illegible]
殺しとかゝ殺かゝ[illegible]を弄人を獄[illegible]銃の[illegible]
ひりゝ時[illegible]本夜命も[illegible]、[illegible]行[illegible]
もみとかゝ知れぬ。此の兒の保姆なる世中ハつけひと
の〇とは結果、底主と志と隙れとゝ[illegible]
初のもゝかさんも一笑し此。
〇夥家坡の支郎と於て永く人義のあること、恰も
も義の湯の永く人義を持續するが如く、頼
家東坡の贅の末句ニ云ふ
大笛無笑怒罵底、咳唾滅也任人拾

[illegible]

北贅移して頼家と擬すべき歟、二人の別尚零墨ハ全載ゝ[illegible]ども其の戯謔迂少人等ゝ[illegible]
く、大丈夫斯くの如くなるも、[illegible]生れ[illegible]中必要あり
と云へべし

十一月廿一日記

〇余の幼栗の家尾が家此の義を[illegible]みるの[illegible]器
稅物雷ハ之れを看服し、若し父の賜與ゝ頼るを
るゝ心ハ拓續稅を徵することを申来る。郡屋住
の為此所得のあるのあらさんへ父ゝの賜與
ニ依ることゝ[illegible]おいるし、實ハ拓續稅の果
を底くハこと、最初家も[illegible]猶ひとる拓
此の名義を以てしとるこゝ、義ひ
も無知りとす、北等沿此の自力するし得るの

のあるべきとして婚典とするの儀とい初めより此の儀
義とするは君意に今ここに新法に依り婚姻の
なるべきを也 但し養子の土地は婚姻人のみ改二十
七年を経るし、今の住宅地は婚姻人の十年以上を
経るす、此の地方税を免ずるの儀は此等の時
効を経ると調査を得べきこの十年を経るの心
時効とするとの儀文飛法律なるとし、初めて
第つき人今調査中なり、の通年法律規則面
倒なるにつかりすることなく、友人
服部文四郎へ土地を売る人なるも買いとり、正式に登
記を経て家宅の住宅を後ろに貴主の間に著
養を生じたり、家名あの点の主人某家の未亡人

と良人の後ろ時法典の遺言を受けれ
りと云へる遺言状なるものの、其の遺言状と称が不
備の點あるを経て、並びに養母と不和の事柄
多養子ハ養母と離れ遺言状無效と云
りと弁論果、服部も其の偽造を受けて詐欺
のあるを買受けたりと強く、米迷惑を
ること大なるものとなる大なるものとなる
普義の間に生り、登記を経て永く
ハ其正の遺言状と君と登記
ならんハ主人を保障すること為すなる
てかり、服部も常意すと云へり、土地家屋もうか
とハ買のみ也、なり也

十月廿日

○今黄金の瀬黄とうて[illegible]河岸[illegible]の地も[illegible]
々の陽い[illegible]の地[illegible]海運橋のあるあたりと
[illegible]か義生[illegible]一時所々に井上侯の邸を設し
此経ひあるのみ、当方いは強盛のもの今は押すも
押さるぬ情勢となる。東京株式取引所の五
十年祝さと、高田新十郎が必うに寿曲さいはし
のさまもおのめかしとあるが、北さ[illegible]ものは[illegible]の
主牧野の屋敷びは[illegible]の図に[illegible]
[illegible]祝さ[illegible]人[illegible]大[illegible]城の記文の[illegible]
[illegible]の考証を落く[illegible]近刊雑誌新外」の知
[illegible]の説く所の左のごとくである。

兜町の古地跡

知　十

今日いふ日本橋區兜町の一區劃、それは第一銀行第三銀行東京株式取引所、そのほか川筋の東京印刷會社から仲買店のすべては、むかしは一筆に田邊牧野の屋敷跡なのである。

こういつて仕舞へばそれでお仕舞である、が、少しその沿革などをいへば、考ふべきことのないでもない。

元來この屋敷は古くは、向井將監の屋敷であつた。それで今の海運橋は海賊橋といつた。トいふのは向井は幕府の御舟方で、海賊の取締りをしたからで、それからの名である。一に將監橋ともいつた。さらに古くは高橋といつたとある。それは寛永の古圖には「たかばし」と記されてある。承應二年の圖にはこの地跡は、牧野内匠となつて居る。橋名は、「海賊橋」としるされてある。延寶年中の圖には牧野因幡守と記され、元祿十年の圖には牧野讃岐守となり、それより引續き幕末まで海賊牧野といへば知らぬものはなかつた。海賊橋が海運橋と改つたのは、明治元年十月中のことである。

さてこの邊から茅場町、坂本町、八丁堀、わけて元與力の跡などの事蹟は、英泉の「楓鎧古跡考」が圖に加へて親切に考證されてある。沿革については、私はこれも島田筑波さんを煩はし、府内沿革圖書その外からうつしてもらひ、元祿に坂本町一丁目が屋敷地から町屋になり、さらに享保に一丁目二丁目に火除け地出來、寛延にまた町家になるなどの沿革を知了したが、一々圖説しなければならず、それほどこの町の沿革をくはしくするにも及ばないので、こゝには略すとして置く。

さてこの牧野の屋敷については、文化六年に太田錦城が牧野公のたのみをうけて、その庭園の記を作つて居る。これも筑波さんが寫してくれられたので、この庭園の模様が明かになつた。原文は、漢文體である。こゝには拔いて譯する。冒頭は略して。

『田邊城主牧野公邸は萱町（茅場町）にあり。その東南開けて園池となす。園の大勢、池は正中に在り、東南は則ち林巒連ね亙り、西北は則ち平衍なり、以て公堂に接す。（中略）池の北、書齋茶室在り。（中略）池の東西は奇石駢立して以て岸をなす。東岸の石は最も瑰偉となす。或は雄拔峻峙、或は偃蹇臃腫、異態百出、彈く記すを得ず。（中略）池は暗溝を作り。甲渡（鎧の渡）に通ず。潮汐往來す、閘ありてその水を呑吐す。（中略）池には鰡魚多し（中略）池西に一小石あり海參と云ふ形似を以て名を得るなり。池の西

南は曲岸池中に突出し。上に小祠あり辯才天女像を安す。（中略）池の西北は長塘逶迤として水中に横亙す。塘盡きて長橋架る。東岸の右は山にて、南行纔かに數十歩にして池は山の根を嚙み。路窮つて板橋を架す。橋を過ぎれば山路これよりはじまる。池の東は、連山重巒、深井茂樹、蔚蒼幽蔭、仰て天を見ず。其樹は則ち楠樟椰子、冬青丹青多くして、櫻樹數樹、紅白躑躅、其他嘉樹復一々之を起する得す。（中略）山腹に石ありて、高さ七八尺、名つけて冑石（かぶと石）といふ。傳へていふ大將軍義家、東征の日、冑を此に懸け以て戰勝を祈ると。公邸後の津を名つけて甲渡といふ。傳ふる者或は信ず。山の極南の最高處は平坦にして數十人坐すべく。萱街（かやは町）を下俯す。垣外の行人。往來織るが如し。毎月八日十二日、萱街藥師佛寺、香火する者群集し、花市ありて紅紫樹に滿つ、是亦此園の壯觀なり。池の極北、別に小支となり、石梁横に水中を絶つ、極南は亦小支となり。石橋を架す。橋南は山を穿ち路を通ず、劃然として中開、所謂巨靈斧劈なる者なる者なり。圖の西南隅は多くは花樹を栽え、梅花、櫻花、海棠等、花時皆盛んに花を著く。亦此れ園の偉觀なり。之を要するに此園既に成りて百餘年を經たり、その規制古雅愛すべく、樹石亦老蒼として見るべく、暴富貴の家の唯壯麗を事として鄙俗なるが如きは非るなり。（下略）

太田錦城が、この文を作つたのは文化六年四月二十三日とある。文化から百年前に出來た庭園とすれば、丁度元祿以后の寶永の頃であると思はれる。誰の設計した庭かは明らかでないが、漢文體の叙筆で、誇張してはあるが、しかし今見てもあの兜町の一區畫がこの邸の敷地であつて、殊に、池は川に通じて、自由に汐入になつて居たとして、大園池であつたことが追想はれる。海運橋のかゝつて居る川は楓川といひ。これは城内の堀につゞき。秋は紅葉山の紅葉が流れ出づるりよの名であると傳へて居る。今の新場ばしは、享和の頃は楓橋といつたとある。今の兜町を見て、これを讀むと、まるで別の世界である。世の中の變遷といふものは面白い。

東株の壽

これは葭町百尺が主人のもとめで、私が一夜作りの急製である。東京株式取引所の五十年祝ひのために、よし町で新曲を出さうといふことを、主人が思ひついたのはこの月のはじめで、飛んで來て。是非とせがまれ、書くは書いても、曲や振りがソレに稽古もあるよといへば、イヽエ乾度間に合はして御覽に入れますといはれ、引うけたのである。

九月三十日祝ひ當日の前日に、漸くすべて出來たので、その浚ひを百尺の廣間で見せられた。亭主夫婦の骨折りは思ひやられ。よく稽古が間に合つたネといへば。ソレはふだんの藝の修練が、こうなるとちがひますのですと得意であつた。

新曲東株の壽

岡野知十作歌
杵屋榮藏作曲
花柳壽輔振付

〽（本調子）さゞれ石いはをといはふ君が代の光をうけて瑠璃かゞやくさても東株の建物はいしづへ地下に深く屋棟は空にひろごる壯麗いはんやうもなしむかし思へは横竪に堀川うけし舟屋敷

〽春風ふけば塀越しにお庭の櫻がちいらちら秋風ふけげ紅葉川水に紅葉の紅がさす夕日の匂ふ橋の上お駕籠が通るお鎗が通るつき袖そり身の二本ざしやの字が目立つお腰元おともの奴さん尻をふるにしき繪ふるき江戸景色

〽（二上り）幕がかはれば世がかはる來ても見よかし町の名の兜といへば勢ひ立つ買つた賣つたのいさましや

〽手をふれば黄金花さき二たび手をふれば財寶山とつもるよろこびありやよろひばし外へはやらぬ繁昌は取引開けて五十年國土豐かに世の中賑はふ東洋一、日本一、萬歳、萬歳、萬々歳、めで度壽き納めける

昭和三年九月三十日。よし町百尺、はま町野波にてひらく「百尺」立方（三次、君千代、らく子）（政彌、千代子、三菊）絃（さだ、喜代八、八千代）「野波」では立方（小妻、ぼたん、房子）、唄（米子、福千代、妙子）絃（ゑつ、千代菊）

○自分の烟草の味が、烟草に関する諸方面に於ける趣味の一部分であることは明らかであるが、他の部分に於いて又たいとも思つてゐるのに比較すると、ノートを云つて見たくなるのが例となつてゐる。左に掲げるものは一端である

嗜煙の歌

煙草

そんなに烟草が好きか
問はれるこの家のつれづれ

標原製

テニソン　伊太利に行つて豆酒を得たりとも
嗜煙しなどの苦味烟家也

バイロン　の詩集も烟草のことを書きたるを
し彼の烟草に反感を抱くに一段味わめ
人生を思ひ出し

英菓の院元い反動と烟草を一部あらした
神経衰の人の為する反感から

一昨年烟草後味悪如犬口鬼神身
命年長乱有断者　不説五年説六年

世烟草が初めて日本に出来たるとき（宋末）くるべのハ白法ハ
年代、世内殺ちるこのが政府を困りう
ラーストリヤの傷逸人を見て喜烟草の害

生茶を特ひ出すのが始めてあり
手三年間の煙草の内で一番あくを一番高貴
からいと、おれトガル公使の褒めたもの
パットもある
烟草を薬扱ひする例が往々ある一六七二年頃
の英国で、今後神経を休める薬として
ホップの枝の乾燥葉を煙管でつめて吸へ、
ばと推奨したことがあると
西洋では人参ひも烟草を二ヶ月焼日の異名び
呼んでゐる事がある
佛蘭西では烟草を立てもの烟草を立てもの
がある。パイプの行きの代表的装置を

しいことを吸ふと喫烟の思をなさし
めるとあるが、恐らく喫烟家満足
しまい
安政年の世界各国の女子が烟草を吸
むこと英国ひもあるが、上流の人も喫烟
を恥辱しないといふ
大島の上を元行した人こと、烟家が今、後喫烟
口のうちに吸ふと、海の中から山が烟草を
吸つてゐるようなものだ」と笑くこと、烟
家を長いセル流行の物
大阪ひも昔ひし方烟の異雅の芝居をやつ
ひ時分から元行機が義と烟草が

エーヤ、シップ（である）ものは笑いもする。

生死の境のある黄泉）雅名の教授の見行機

先の着いたもないセル品相いしかーとの

＃スキーびあるつとことを思あと会相ら

北二つが大切と見へる

将来西洋じ出を絶つべきパイプである、

現こ南の八の出入するレストランも

そのパイプを表電しそくんと断り者

かある位び

本所・宣長の随者「おもひ谷」といふ者もよく

桐谷の秋味を説いてある

○御大典の京都に各地方その祝賀の準備を整

まして彼各々彼等を鑑賞する、ひとり宣長

の鑑賞のみならず、一流の義者の共の祈念

のパトロンを絶り、鑑賞者は、混雑中他

に犯さんとしを重んじもせ、

○本居宣長も桐谷と祝味心あつとを知りしくその

随筆「おもひ谷」の桐谷に就ての祝味をいろく

とこそある。

世はなほ花もくこき心のおくるる、すめば年

月をかさねもすもれの花もみぢうつる

ばかりの折ふしのさびしさと、いかに

もむ。秋のものあべ霧にしをる、槙のと

雲をなかめ、夜あかく松のみのほろくと落つるを、初ちんぬ耳をきゝみたゝ
はどなんどのつれ〳〵は、金霞烟霧の
すこしきなるもしたのゑぞなくさめ
何とそきはかなげなおよび指ます
恵をめぐらしゐるとき、さひしげなる
ゐ、ちはん源氏の君の紙屑の御うつろ
のあと、御つれ〳〵なるし、世まかゝる指あ
とましかばと云ゑ

以下ゆめきたづく

標原製

平安朝の頃に煙草が輸入されてゐたら『源氏物語』や『枕草紙』には更に豐かな風韻を添えたであらう。宣長の詩藻はまた

『霧の谷より出でし初こゑに、世もおしなべて春めきつつ、やうやう、風なつかしう吹きわたして、おゝかたの花の木どももけしきばみ、梅は今をさかりにて、にほひにかすむ大空ののどけさにそこはかとなくあくがれいづる、春のひかりにかしらの雪もきえ果てぬべく、おいたるも若きも、おのがじゞきよう(美麗)をつくし、とがむばかりの香にしみたる、くれなゐの袖ふりはへて、行きかふ人をまちまうけたる、かりのゆかなどにしばしやすらひつつ、まづ火もてといひたるに、きよげなる女のあは〳〵しげにもていでゝ、なめげにさしおきたる、さるがふことなどいひあざれたる、いとおかし。』

となり、孤獨愛煙の趣を叙しては

『ふみ分けてこし跡だになき庭の萩原、ことゝふものは風のみにて、いとど身にしみつつ、色みえぬ心は、木の葉と共にうつろひゆく秋の夕暮、いまさらまつとはなき物から、うちしほれたる淺芽が末の露のそこより、心ぼそう鳴き出でたるまつ蟲も、誰をかと思へば、人わろくなみだのこぼるるもつつましくて、まぎるるかたもやと、手ずさみのやうに、手つきいとなよらかに打ちみじろく(動身)さまもらうたし(可愛)や。風にふかれてよこさまにたちのぼる煙の行くへも、つく〴〵とうち詠められて、あはれつらきかたにも、吹きつたへてしがな。さらば、人しれぬ我おもひも、空にしるくや見ゆらんと思ふも、中々の心のもしほならん。』

と言ひ、煙草から生れるユーモアを觀察しては

『輪にせむとて、人の吹きいでたる煙のをかしくまどかにて、いくつもつらなりあがるを見て我もなじかはあやまたむ。いとよくしてん。見給へなんどあらがひつつ、吹き出したるに、あやしうみだれぬる、心うがりて、此たびはいかでと、いたう口つきつくろひ、心しれるが、又吹きそこなひたる、いとむとく(無德)なり。これをやけぶりくらべといふべからん。わがけぶりに人のむせびて、かほあかめ、しはぶきしきりにしたる、いと心ぐるし。』

『いづくにもあれ、出でたるにわすれてもこざりしくちをしさよ。又粉のやうになりたるにもすべて人にもとむれば、ひげしつつあたへたるきせるかりなんど、すべてなめげ(無禮)なることと、人に物こふことなんどは、大かたつつましくてせぬわざなるを、是のみ何ともおもはず、ならひになりぬるもいかなるにか』

と昔も今も絶えない煙草の無心などを輕く警めてゐる。更に男女愛慾のメデウムとしての煙草に就ても、彼の筆は次のやうに冴えてゐる。

『ふたよ三夜よがれ(夜離)し床のうらみもちりも、まだつもれるとはなけれど、大ぬさのひくてやよそになんど、かこちつづくる言のはをあはれと聞きつつ、つひのよるせをかたらひなぐさめなんどしつつ、かたみにぬらす袖のうらにもたくものけぶりはたつとなむ。枕より外にもらさぬむつ物がたりもきゝあかすらん。鐘の音も曉ちかくつげわたせど、つきぬちぎりは、なほ有明のつれなき空に止めおきて立ち別れむとする程妻戸おしあけつつ眺めいだして、頓にもいでやらず、あしたの霜ののと打ちずんし、衣うちはおり、ひもさしなんどする程、女もなほあかぬさまにて、海士のもしほ火またゝきそめおよびしてけしきばかりかいのごひ、こころありげに、さしよせたるにくからでとりつつ吹きいづるけぶりに、入りかたの月かげさとくもりたるは、いひしらず哀にえんなる明がたのけしきなりとかや。又人めをつゝみ色にもいでゝ、わりなき戀をするがなるふじの煙のくゆりわび空にきえなむ思ひのほどをも、かゝるたよりに人づてならで、さながらほのめかし出づるわざもありとや。』

○謡本の光悦氏と云ふ人物あり、角倉氏と親密なり

樣原製

云ふ人物あり、それが光悦流の業績及び光悦風の書冊の後がある所から、此の花山院、芸者の流なりとなれども、実の様かはいとあれども、きりとも芸者とする者極めるから、信濃氏の所作究竟家作を打成す（芸壺冊）の節の上から、鳥の子紙に書る（紙色）と判し、えんぴつ二枚謡本の前後の如くとも相と鳥の子紙いつ頃のことかといふの、芸壺冊に元和以後としたる、おはらげ云ふ、個枚を流を曲線の上から流めたるんとのくさんが初め書史を上に一対の光を映しこうとことが出来る

所謂光悅謠本に就て

蘆舟

稱する所の光悅謠本は、謠曲版本の最も古いもので、上木の年月は不詳であるが、古傳や、慶長版の他書との比較で、慶長年間の版行と推定せられ、本阿彌光悅が、本文及び繪の版下を書いたらしい、といふ所から、光悅本と稱せられて居る。一番一冊で、曲名は、表紙にだけ記され、本文は、一枚の第一行から、書き下されて居る。版の大きさは、今の半紙よりは、やゝ幅廣であるが、やはり半紙本ともいふべきで、鳥子紙兩面刷粘葉綴の上製と、普通紙刷普通綴の並製とあつて、上製本は、表紙に種々薄色の色紙を雜ぜ用ゐ、それに雲母摺で圖案式模樣が刷出され、本文の部にも、薄色五色の紙を取り交ぜたのや、白鳥子紙に雲母摺で繪模樣を出したものなどが、色々ある。字は、木版活字で、一字又は二字三字連續した木活を七行十三行詰に組み合せて、印刷したものである。從來の木活ものは、皆漢字楷書のものばかりであつたが、之を行草書、又は連續した平假名に應用した、といふ點に於て、光悅本は注意すべきものである。

即今光悅謠本に關する定說は、さつとこんな事になつて居るが、二種の本があるといふ事に就いては、上製が先づ出來、後に並製を作つた、即ちそれを前刷後刷と觀る人と、さうではなく同時に出來たもので、唯上製並製の區別だけであらう、といふ人もある。

所が、兩者を比較研究して見ると、明に普通紙本が古くて、鳥子紙本の新しい事が判る。著しい明證の一を擧げると、謂ふ所の胡麻帋に、マワシ帋といふのがあるが、其の形式が全く相違して居るのである。即ち鳥子紙本のは何れも近代の謠本及び現行謠本にある通りの「になつて居るのに反し、普通紙本のは、悉く〱になつて居る。此の普通紙本のマワシ帋は、古い形式で、觀世宗家に現存して居る傳世阿彌自筆の「松浦の能」、「布留の能」、「阿古耶松」を始として、傳音阿彌自筆の「卷絹」、及び天正十八年卯月十三日附ワキ方福王流初代の福王盛忠が書いた「芭蕉」などには、何れも此の形式のマワシ帋が用ゐられて居る。更に溯つて宴曲の本を見ると、やはり同樣の形式になつて居る。若し二種の本が、同時に刷られたものとすれば、かく違つた形式の帋を用ふる筈がなく、鳥子紙本が前刷で、普通紙本が後刷とすれば、時代の點に於て前後を顚倒した事になる。

此の點だけでも、普通紙本が、實は光悅謠本最初の版で、謠曲古寫本と初期板本との分かれる、其の分岐點にあるものと斷定して差閊はなからうと思ふ。なほ鳥子紙本の光悅謠本に就いては、それが啻に普通紙本よりも後期のものであるばかりでなく、元和卯月本よりも後のものではあるまいか、と思はれる點もあるが、それは此處には略して置く。

◇市島春城氏筆

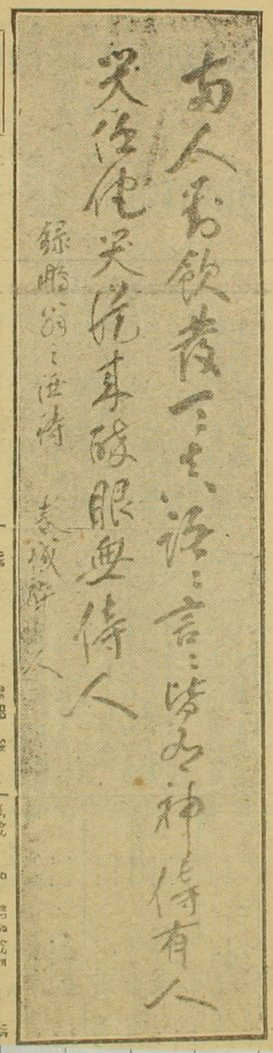

本社御大典記念名士揮毫展出品

牛の餘錄

市島謙吉氏

古稀　風柯生

春城市島先生の識と文とについては今更贅言を要しないがその書については未だ知る人が少いやうだ。近來殊に圓熟せられ明年還暦の賀を迎へられる人とも見えぬ程いよ〱艷やかなるは見る人を驚ろかしめる、誠に先生はモダン老年とも謂すべくその書に於けるが如くその識見いよ〱新にして大抵のモダンボーイは三舍を避けざるを得ない、もしそれ古今東西に亘りて淵博無識に光輝あり氣魄ある先生の大坐談に至つては蓋し天下一品であるがこの短き余錄の記しうる所ではない、それ故私は今それには觸れず先生の愛犬の死について余談を語ろう。一度でも先生を訪問した者は思ひ出すだろう訪問者が玄關の戸を明けるや否や一疋の巨大なそして餘り美しからぬ犬が矢庭に飛び出して吠え又じやれるのである、大抵の訪問者は吃驚して逃げ出す、春城先生笑つて曰く「君達は犬の氣持を知らないね、あれは歡迎の意を表してゐるのだよ」と、けれども流石勇猛なる我が松井都治さんも此の歡迎振りには遂に逃げ出された、と聞いてゐる、しかるに私が揮毫の依頼のために市島邸を訪れた時玄關の戸を開いたところ、そこには額縁入の犬の寫眞が掲げられ花が飾られ、その下に「クロクノシテイタム」と記された電報がピンで止められてゐた、犬ながら人間並の取扱ひを受て死んで行つたといふこの些事にも先生の博大な精神の片鱗が窺はれるではないか

○吾が稀書複製會に於て切支丹退治物語を複製し得たるは幸と云へし、本書は寛文の版にして、後版の寛永と云はれ、後版の後刷もあるべきことは云ふまでもなく、此書の始まる所、切支丹の数義を説く、後の切支丹書と共に刻、切支丹書としても殆んど珍書なり。あゝ堀とすまことをも、首部バテレンの形容、第二篇バテレンの形容、第三篇バテレンの行状、第四篇バテレンの行状、第五篇バテレンの行状、第六篇バテレンの行状、第七篇バテレンの行状、第八篇バテレンの行状、第九篇バテレンの行状、第十篇バテレンの行状、第十一篇バテレンの行状、第十二篇バテレンの行状、第十三篇バテレンの行状、第十四篇バテレンの行状、第十五篇バテレンの行状、第十六篇バテレンの行状、第十七篇バテレンの行状、第十八篇バテレンの行状、第十九篇バテレンの行状、第二十篇バテレンの行状、第二十一篇バテレンの行状、第二十二篇バテレンの行状、第二十三篇バテレンの行状、第二十四篇バテレンの行状、第二十五篇バテレンの行状、第二十六篇バテレンの行状、第二十七篇バテレンの行状、第二十八篇バテレンの行状、第二十九篇バテレンの行状、第三十篇バテレンの行状、第三十一篇バテレンの行状、第三十二篇バテレンの行状、第三十三篇バテレンの行状、第三十四篇バテレンの行状、第三十五篇バテレンの行状、第三十六篇バテレンの行状、第三十七篇バテレンの行状、第三十八篇バテレンの行状、第三十九篇バテレンの行状、第四十篇バテレンの行状、第四十一篇バテレンの行状、第四十二篇バテレンの行状、第四十三篇バテレンの行状、第四十四篇バテレンの行状、第四十五篇バテレンの行状、第四十六篇バテレンの行状、第四十七篇バテレンの行状、第四十八篇バテレンの行状、第四十九篇バテレンの行状、第五十篇バテレンの行状、第五十一篇バテレンの行状、第五十二篇バテレンの行状、第五十三篇バテレンの行状、第五十四篇バテレンの行状、第五十五篇バテレンの行状、第五十六篇バテレンの行状、第五十七篇バテレンの行状、第五十八篇バテレンの行状、第五十九篇バテレンの行状、第六十篇バテレンの行状、第六十一篇バテレンの行状、第六十二篇バテレンの行状、第六十三篇バテレンの行状、第六十四篇バテレンの行状、第六十五篇バテレンの行状、第六十六篇バテレンの行状、第六十七篇バテレンの行状、第六十八篇バテレンの行状、第六十九篇バテレンの行状、第七十篇バテレンの行状、第七十一篇バテレンの行状、第七十二篇バテレンの行状、第七十三篇バテレンの行状、第七十四篇バテレンの行状、第七十五篇バテレンの行状、第七十六篇バテレンの行状、第七十七篇バテレンの行状、第七十八篇バテレンの行状、第七十九篇バテレンの行状、第八十篇バテレンの行状、第八十一篇バテレンの行状、第八十二篇バテレンの行状、第八十三篇バテレンの行状、第八十四篇バテレンの行状、第八十五篇バテレンの行状、第八十六篇バテレンの行状、第八十七篇バテレンの行状、第八十八篇バテレンの行状、第八十九篇バテレンの行状、第九十篇バテレンの行状、第九十一篇バテレンの行状、第九十二篇バテレンの行状、第九十三篇バテレンの行状、第九十四篇バテレンの行状、第九十五篇バテレンの行状、第九十六篇バテレンの行状、第九十七篇バテレンの行状、第九十八篇バテレンの行状、第九十九篇バテレンの行状、第百篇バテレンの行状、第百一篇バテレンの行状、第百二篇バテレンの行状、第百三篇バテレンの行状、第百四篇バテレンの行状、第百五篇バテレンの行状、第百六篇バテレンの行状、第百七篇バテレンの行状、第百八篇バテレンの行状、第百九篇バテレンの行状、第百十篇バテレンの行状、第百十一篇バテレンの行状、第百十二篇バテレンの行状、第百十三篇バテレンの行状、第百十四篇バテレンの行状、第百十五篇バテレンの行状、第百十六篇バテレンの行状、第百十七篇バテレンの行状、第百十八篇バテレンの行状、第百十九篇バテレンの行状、第百二十篇バテレンの行状、第百二十一篇バテレンの行状、第百二十二篇バテレンの行状、第百二十三篇バテレンの行状、第百二十四篇バテレンの行状、第百二十五篇バテレンの行状、第百二十六篇バテレンの行状、第百二十七篇バテレンの行状、第百二十八篇バテレンの行状、第百二十九篇バテレンの行状、第百三十篇バテレンの行状、第百三十一篇バテレンの行状、第百三十二篇バテレンの行状、第百三十三篇バテレンの行状、第百三十四篇バテレンの行状、第百三十五篇バテレンの行状、第百三十六篇バテレンの行状、第百三十七篇バテレンの行状、第百三十八篇バテレンの行状、第百三十九篇バテレンの行状、第百四十篇バテレンの行状、第百四十一篇バテレンの行状、第百四十二篇バテレンの行状、第百四十三篇バテレンの行状、第百四十四篇バテレンの行状、第百四十五篇バテレンの行状、第百四十六篇バテレンの行状、第百四十七篇バテレンの行状、第百四十八篇バテレンの行状、第百四十九篇バテレンの行状、第百五十篇バテレンの行状、第百五十一篇バテレンの行状、第百五十二篇バテレンの行状、第百五十三篇バテレンの行状、第百五十四篇バテレンの行状、第百五十五篇バテレンの行状、第百五十六篇バテレンの行状、第百五十七篇バテレンの行状、第百五十八篇バテレンの行状、第百五十九篇バテレンの行状、第百六十篇バテレンの行状、第百六十一篇バテレンの行状、第百六十二篇バテレンの行状、第百六十三篇バテレンの行状、第百六十四篇バテレンの行状、第百六十五篇バテレンの行状、第百六十六篇バテレンの行状、第百六十七篇バテレンの行状、第百六十八篇バテレンの行状、第百六十九篇バテレンの行状、第百七十篇バテレンの行状、第百七十一篇バテレンの行状、第百七十二篇バテレンの行状、第百七十三篇バテレンの行状、第百七十四篇バテレンの行状、第百七十五篇バテレンの行状、第百七十六篇バテレンの行状、第百七十七篇バテレンの行状、第百七十八篇バテレンの行状、第百七十九篇バテレンの行状、第百八十篇バテレンの行状、第百八十一篇バテレンの行状、第百八十二篇バテレンの行状、第百八十三篇バテレンの行状、第百八十四篇バテレンの行状、第百八十五篇バテレンの行状、第百八十六篇バテレンの行状、第百八十七篇バテレンの行状、第百八十八篇バテレンの行状、第百八十九篇バテレンの行状、第百九十篇バテレンの行状、第百九十一篇バテレンの行状、第百九十二篇バテレンの行状、第百九十三篇バテレンの行状、第百九十四篇バテレンの行状、第百九十五篇バテレンの行状、第百九十六篇バテレンの行状、第百九十七篇バテレンの行状、第百九十八篇バテレンの行状、第百九十九篇バテレンの行状、第二百篇バテレンの行状、第二百一篇バテレンの行状、第二百二篇バテレンの行状、第二百三篇バテレンの行状、第二百四篇バテレンの行状、第二百五篇バテレンの行状、第二百六篇バテレンの行状、第二百七篇バテレンの行状、第二百八篇バテレンの行状、第二百九篇バテレンの行状、第二百十篇バテレンの行状、第二百十一篇バテレンの行状、第二百十二篇バテレンの行状、第二百十三篇バテレンの行状、第二百十四篇バテレンの行状、第二百十五篇バテレンの行状、第二百十六篇バテレンの行状、第二百十七篇バテレンの行状、第二百十八篇バテレンの行状、第二百十九篇バテレンの行状、第二百二十篇バテレンの行状、第二百二十一篇バテレンの行状、第二百二十二篇バテレンの行状、第二百二十三篇バテレンの行状、第二百二十四篇バテレンの行状、第二百二十五篇バテレンの行状、第二百二十六篇バテレンの行状、第二百二十七篇バテレンの行状、第二百二十八篇バテレンの行状、第二百二十九篇バテレンの行状、第二百三十篇バテレンの行状、第二百三十一篇バテレンの行状、第二百三十二篇バテレンの行状、第二百三十三篇バテレンの行状、第二百三十四篇バテレンの行状、第二百三十五篇バテレンの行状、第二百三十六篇バテレンの行状、第二百三十七篇バテレンの行状、第二百三十八篇バテレンの行状、第二百三十九篇バテレンの行状、第二百四十篇バテレンの行状、第二百四十一篇バテレンの行状、第二百四十二篇バテレンの行状、第二百四十三篇バテレンの行状、第二百四十四篇バテレンの行状、第二百四十五篇バテレンの行状、第二百四十六篇バテレンの行状、第二百四十七篇バテレンの行状、第二百四十八篇バテレンの行状、第二百四十九篇バテレンの行状、第二百五十篇バテレンの行状、第二百五十一篇バテレンの行状、第二百五十二篇バテレンの行状、第二百五十三篇バテレンの行状、第二百五十四篇バテレンの行状、第二百五十五篇バテレンの行状、第二百五十六篇バテレンの行状、第二百五十七篇バテレンの行状、第二百五十八篇バテレンの行状、第二百五十九篇バテレンの行状、第二百六十篇バテレンの行状、第二百六十一篇バテレンの行状、第二百六十二篇バテレンの行状、第二百六十三篇バテレンの行状、第二百六十四篇バテレンの行状、第二百六十五篇バテレンの行状、第二百六十六篇バテレンの行状、第二百六十七篇バテレンの行状、第二百六十八篇バテレンの行状、第二百六十九篇バテレンの行状、第二百七十篇バテレンの行状、第二百七十一篇バテレンの行状、第二百七十二篇バテレンの行状、第二百七十三篇バテレンの行状、第二百七十四篇バテレンの行状、第二百七十五篇バテレンの行状、第二百七十六篇バテレンの行状、第二百七十七篇バテレンの行状、第二百七十八篇バテレンの行状、第二百七十九篇バテレンの行状、第二百八十篇バテレンの行状、第二百八十一篇バテレンの行状、第二百八十二篇バテレンの行状、第二百八十三篇バテレンの行状、第二百八十四篇バテレンの行状、第二百八十五篇バテレンの行状、第二百八十六篇バテレンの行状、第二百八十七篇バテレンの行状、第二百八十八篇バテレンの行状、第二百八十九篇バテレンの行状、第二百九十篇バテレンの行状、第二百九十一篇バテレンの行状、第二百九十二篇バテレンの行状、第二百九十三篇バテレンの行状、第二百九十四篇バテレンの行状、第二百九十五篇バテレンの行状、第二百九十六篇バテレンの行状、第二百九十七篇バテレンの行状、第二百九十八篇バテレンの行状、第二百九十九篇バテレンの行状、第三百篇バテレンの行状、第三百一篇バテレンの行状、第三百二篇バテレンの行状、第三百三篇バテレンの行状、第三百四篇バテレンの行状、第三百五篇バテレンの行状、第三百六篇バテレンの行状、第三百七篇バテレンの行状、第三百八篇バテレンの行状、第三百九篇バテレンの行状、第三百十篇バテレンの行状、第三百十一篇バテレンの行状、第三百十二篇バテレンの行状、第三百十三篇バテレンの行状、第三百十四篇バテレンの行状、第三百十五篇バテレンの行状、第三百十六篇バテレンの行状、第三百十七篇バテレンの行状、第三百十八篇バテレンの行状、第三百十九篇バテレンの行状、第三百二十篇バテレンの行状、第三百二十一篇バテレンの行状、第三百二十二篇バテレンの行状、第三百二十三篇バテレンの行状、第三百二十四篇バテレンの行状、第三百二十五篇バテレンの行状、第三百二十六篇バテレンの行状、第三百二十七篇バテレンの行状、第三百二十八篇バテレンの行状、第三百二十九篇バテレンの行状、第三百三十篇バテレンの行状、第三百三十一篇バテレンの行状、第三百三十二篇バテレンの行状、第三百三十三篇バテレンの行状、第三百三十四篇バテレンの行状、第三百三十五篇バテレンの行状、第三百三十六篇バテレンの行状、第三百三十七篇バテレンの行状、第三百三十八篇バテレンの行状、第三百三十九篇バテレンの行状、第三百四十篇バテレンの行状、第三百四十一篇バテレンの行状、第三百四十二篇バテレンの行状、第三百四十三篇バテレンの行状、第三百四十四篇バテレンの行状、第三百四十五篇バテレンの行状、第三百四十六篇バテレンの行状、第三百四十七篇バテレンの行状、第三百四十八篇バテレンの行状、第三百四十九篇バテレンの行状、第三百五十篇バテレンの行状、第三百五十一篇バテレンの行状、第三百五十二篇バテレンの行状、第三百五十三篇バテレンの行状、第三百五十四篇バテレンの行状、第三百五十五篇バテレンの行状、第三百五十六篇バテレンの行状、第三百五十七篇バテレンの行状、第三百五十八篇バテレンの行状、第三百五十九篇バテレンの行状、第三百六十篇バテレンの行状、第三百六十一篇バテレンの行状、第三百六十二篇バテレンの行状、第三百六十三篇バテレンの行状、第三百六十四篇バテレンの行状、第三百六十五篇バテレンの行状、第三百六十六篇バテレンの行状、第三百六十七篇バテレンの行状、第三百六十八篇バテレンの行状、第三百六十九篇バテレンの行状、第三百七十篇バテレンの行状、第三百七十一篇バテレンの行状、第三百七十二篇バテレンの行状、第三百七十三篇バテレンの行状、第三百七十四篇バテレンの行状、第三百七十五篇バテレンの行状、第三百七十六篇バテレンの行状、第三百七十七篇バテレンの行状、第三百七十八篇バテレンの行状、第三百七十九篇バテレンの行状、第三百八十篇バテレンの行状、第三百八十一篇バテレンの行状、第三百八十二篇バテレンの行状、第三百八十三篇バテレンの行状、第三百八十四篇バテレンの行状、第三百八十五篇バテレンの行状、第三百八十六篇バテレンの行状、第三百八十七篇バテレンの行状、第三百八十八篇バテレンの行状、第三百八十九篇バテレンの行状、第三百九十篇バテレンの行状、第三百九十一篇バテレンの行状、第三百九十二篇バテレンの行状、第三百九十三篇バテレンの行状、第三百九十四篇バテレンの行状、第三百九十五篇バテレンの行状、第三百九十六篇バテレンの行状、第三百九十七篇バテレンの行状、第三百九十八篇バテレンの行状、第三百九十九篇バテレンの行状、第四百篇バテレンの行状、第四百一篇バテレンの行状、第四百二篇バテレンの行状、第四百三篇バテレンの行状、第四百四篇バテレンの行状、第四百五篇バテレンの行状、第四百六篇バテレンの行状、第四百七篇バテレンの行状、第四百八篇バテレンの行状、第四百九篇バテレンの行状、第四百十篇バテレンの行状、第四百十一篇バテレンの行状、第四百十二篇バテレンの行状、第四百十三篇バテレンの行状、第四百十四篇バテレンの行状、第四百十五篇バテレンの行状、第四百十六篇バテレンの行状、第四百十七篇バテレンの行状、第四百十八篇バテレンの行状、第四百十九篇バテレンの行状、第四百二十篇バテレンの行状、第四百二十一篇バテレンの行状、第四百二十二篇バテレンの行状、第四百二十三篇バテレンの行状、第四百二十四篇バテレンの行状、第四百二十五篇バテレンの行状、第四百二十六篇バテレンの行状、第四百二十七篇バテレンの行状、第四百二十八篇バテレンの行状、第四百二十九篇バテレンの行状、第四百三十篇バテレンの行状、第四百三十一篇バテレンの行状、第四百三十二篇バテレンの行状、第四百三十三篇バテレンの行状、第四百三十四篇バテレンの行状、第四百三十五篇バテレンの行状、第四百三十六篇バテレンの行状、第四百三十七篇バテレンの行状、第四百三十八篇バテレンの行状、第四百三十九篇バテレンの行状、第四百四十篇バテレンの行状、第四百四十一篇バテレンの行状、第四百四十二篇バテレンの行状、第四百四十三篇バテレンの行状、第四百四十四篇バテレンの行状、第四百四十五篇バテレンの行状、第四百四十六篇バテレンの行状、第四百四十七篇バテレンの行状、第四百四十八篇バテレンの行状、第四百四十九篇バテレンの行状、第四百五十篇バテレンの行状、第四百五十一篇バテレンの行状、第四百五十二篇バテレンの行状、第四百五十三篇バテレンの行状、第四百五十四篇バテレンの行状、第四百五十五篇バテレンの行状、第四百五十六篇バテレンの行状、第四百五十七篇バテレンの行状、第四百五十八篇バテレンの行状、第四百五十九篇バテレンの行状、第四百六十篇バテレンの行状、第四百六十一篇バテレンの行状、第四百六十二篇バテレンの行状、第四百六十三篇バテレンの行状、第四百六十四篇バテレンの行状、第四百六十五篇バテレンの行状、第四百六十六篇バテレンの行状、第四百六十七篇バテレンの行状、第四百六十八篇バテレンの行状、第四百六十九篇バテレンの行状、第四百七十篇バテレンの行状、第四百七十一篇バテレンの行状、第四百七十二篇バテレンの行状、第四百七十三篇バテレンの行状、第四百七十四篇バテレンの行状、第四百七十五篇バテレンの行状、第四百七十六篇バテレンの行状、第四百七十七篇バテレンの行状、第四百七十八篇バテレンの行状、第四百七十九篇バテレンの行状、第四百八十篇バテレンの行状、第四百八十一篇バテレンの行状、第四百八十二篇バテレンの行状、第四百八十三篇バテレンの行状、第四百八十四篇バテレンの行状、第四百八十五篇バテレンの行状、第四百八十六篇バテレンの行状、第四百八十七篇バテレンの行状、第四百八十八篇バテレンの行状、第四百八十九篇バテレンの行状、第四百九十篇バテレンの行状、第四百九十一篇バテレンの行状、第四百九十二篇バテレンの行状、第四百九十三篇バテレンの行状、第四百九十四篇バテレンの行状、第四百九十五篇バテレンの行状、第四百九十六篇バテレンの行状、第四百九十七篇バテレンの行状、第四百九十八篇バテレンの行状、第四百九十九篇バテレンの行状、第五百篇バテレンの行状、第五百一篇バテレンの行状、第五百二篇バテレンの行状、第五百三篇バテレンの行状、第五百四篇バテレンの行状、第五百五篇バテレンの行状、第五百六篇バテレンの行状、第五百七篇バテレンの行状、第五百八篇バテレンの行状、第五百九篇バテレンの行状、第五百十篇バテレンの行状、第五百十一篇バテレンの行状、第五百十二篇バテレンの行状、第五百十三篇バテレンの行状、第五百十四篇バテレンの行状、第五百十五篇バテレンの行状、第五百十六篇バテレンの行状、第五百十七篇バテレンの行状、第五百十八篇バテレンの行状、第五百十九篇バテレンの行状、第五百二十篇バテレンの行状、第五百二十一篇バテレンの行状、第五百二十二篇バテレンの行状、第五百二十三篇バテレンの行状、第五百二十四篇バテレンの行状、第五百二十五篇バテレンの行状、第五百二十六篇バテレンの行状、第五百二十七篇バテレンの行状、第五百二十八篇バテレンの行状、第五百二十九篇バテレンの行状、第五百三十篇バテレンの行状、第五百三十一篇バテレンの行状、第五百三十二篇バテレンの行状、第五百三十三篇バテレンの行状、第五百三十四篇バテレンの行状、第五百三十五篇バテレンの行状、第五百三十六篇バテレンの行状、第五百三十七篇バテレンの行状、第五百三十八篇バテレンの行状、第五百三十九篇バテレンの行状、第五百四十篇バテレンの行状、第五百四十一篇バテレンの行状、第五百四十二篇バテレンの行状、第五百四十三篇バテレンの行状、第五百四十四篇バテレンの行状、第五百四十五篇バテレンの行状、第五百四十六篇バテレンの行状、第五百四十七篇バテレンの行状、第五百四十八篇バテレンの行状、第五百四十九篇バテレンの行状、第五百五十篇バテレンの行状、第五百五十一篇バテレンの行状、第五百五十二篇バテレンの行状、第五百五十三篇バテレンの行状、第五百五十四篇バテレンの行状、第五百五十五篇バテレンの行状、第五百五十六篇バテレンの行状、第五百五十七篇バテレンの行状、第五百五十八篇バテレンの行状、第五百五十九篇バテレンの行状、第五百六十篇バテレンの行状、第五百六十一篇バテレンの行状、第五百六十二篇バテレンの行状、第五百六十三篇バテレンの行状、第五百六十四篇バテレンの行状、第五百六十五篇バテレンの行状、第五百六十六篇バテレンの行状、第五百六十七篇バテレンの行状、第五百六十八篇バテレンの行状、第五百六十九篇バテレンの行状、第五百七十篇バテレンの行状、第五百七十一篇バテレンの行状、第五百七十二篇バテレンの行状、第五百七十三篇バテレンの行状、第五百七十四篇バテレンの行状、第五百七十五篇バテレンの行状、第五百七十六篇バテレンの行状、第五百七十七篇バテレンの行状、第五百七十八篇バテレンの行状、第五百七十九篇バテレンの行状、第五百八十篇バテレンの行状、第五百八十一篇バテレンの行状、第五百八十二篇バテレンの行状、第五百八十三篇バテレンの行状、第五百八十四篇バテレンの行状、第五百八十五篇バテレンの行状、第五百八十六篇バテレンの行状、第五百八十七篇バテレンの行状、第五百八十八篇バテレンの行状、第五百八十九篇バテレンの行状、第五百九十篇バテレンの行状、第五百九十一篇バテレンの行状、第五百九十二篇バテレンの行状、第五百九十三篇バテレンの行状、第五百九十四篇バテレンの行状、第五百九十五篇バテレンの行状、第五百九十六篇バテレンの行状、第五百九十七篇バテレンの行状、第五百九十八篇バテレンの行状、第五百九十九篇バテレンの行状、第六百篇バテレンの行状、第六百一篇バテレンの行状、第六百二篇バテレンの行状、第六百三篇バテレンの行状、第六百四篇バテレンの行状、第六百五篇バテレンの行状、第六百六篇バテレンの行状、第六百七篇バテレンの行状、第六百八篇バテレンの行状、第六百九篇バテレンの行状、第六百十篇バテレンの行状、第六百十一篇バテレンの行状、第六百十二篇バテレンの行状、第六百十三篇バテレンの行状、第六百十四篇バテレンの行状、第六百十五篇バテレンの行状、第六百十六篇バテレンの行状、第六百十七篇バテレンの行状、第六百十八篇バテレンの行状、第六百十九篇バテレンの行状、第六百二十篇バテレンの行状、第六百二十一篇バテレンの行状、第六百二十二篇バテレンの行状、第六百二十三篇バテレンの行状、第六百二十四篇バテレンの行状、第六百二十五篇バテレンの行状、第六百二十六篇バテレンの行状、第六百二十七篇バテレンの行状、第六百二十八篇バテレンの行状、第六百二十九篇バテレンの行状、第六百三十篇バテレンの行状、第六百三十一篇バテレンの行状、第六百三十二篇バテレンの行状、第六百三十三篇バテレンの行状、第六百三十四篇バテレンの行状、第六百三十五篇バテレンの行状、第六百三十六篇バテレンの行状、第六百三十七篇バテレンの行状、第六百三十八篇バテレンの行状、第六百三十九篇バテレンの行状、第六百四十篇バテレンの行状、第六百四十一篇バテレンの行状、第六百四十二篇バテレンの行状、第六百四十三篇バテレンの行状、第六百四十四篇バテレンの行状、第六百四十五篇バテレンの行状、第六百四十六篇バテレンの行状、第六百四十七篇バテレンの行状、第六百四十八篇バテレンの行状、第六百四十九篇バテレンの行状、第六百五十篇バテレンの行状、第六百五十一篇バテレンの行状、第六百五十二篇バテレンの行状、第六百五十三篇バテレンの行状、第六百五十四篇バテレンの行状、第六百五十五篇バテレンの行状、第六百五十六篇バテレンの行状、第六百五十七篇バテレンの行状、第六百五十八篇バテレンの行状、第六百五十九篇バテレンの行状、第六百六十篇バテレンの行状、第六百六十一篇バテレンの行状、第六百六十二篇バテレンの行状、第六百六十三篇バテレンの行状、第六百六十四篇バテレンの行状、第六百六十五篇バテレンの行状、第六百六十六篇バテレンの行状、第六百六十七篇バテレンの行状、第六百六十八篇バテレンの行状、第六百六十九篇バテレンの行状、第六百七十篇バテレンの行状、第六百七十一篇バテレンの行状、第六百七十二篇バテレンの行状、第六百七十三篇バテレンの行状、第六百七十四篇バテレンの行状、第六百七十五篇バテレンの行状、第六百七十六篇バテレンの行状、第六百七十七篇バテレンの行状、第六百七十八篇バテレンの行状、第六百七十九篇バテレンの行状、第六百八十篇バテレンの行状、第六百八十一篇バテレンの行状、第六百八十二篇バテレンの行状、第六百八十三篇バテレンの行状、第六百八十四篇バテレンの行状、第六百八十五篇バテレンの行状、第六百八十六篇バテレンの行状、第六百八十七篇バテレンの行状、第六百八十八篇バテレンの行状、第六百八十九篇バテレンの行状、第六百九十篇バテレンの行状、第六百九十一篇バテレンの行状、第六百九十二篇バテレンの行状、第六百九十三篇バテレンの行状、第六百九十四篇バテレンの行状、第六百九十五篇バテレンの行状、第六百九十六篇バテレンの行状、第六百九十七篇バテレンの行状、第六百九十八篇バテレンの行状、第六百九十九篇バテレンの行状、第七百篇バテレンの行状、第七百一篇バテレンの行状、第七百二篇バテレンの行状、第七百三篇バテレンの行状、第七百四篇バテレンの行状、第七百五篇バテレンの行状、第七百六篇バテレンの行状、第七百七篇バテレンの行状、第七百八篇バテレンの行状、第七百九篇バテレンの行状、第七百十篇バテレンの行状、第七百十一篇バテレンの行状、第七百十二篇バテレンの行状、第七百十三篇バテレンの行状、第七百十四篇バテレンの行状、第七百十五篇バテレンの行状、第七百十六篇バテレンの行状、第七百十七篇バテレンの行状、第七百十八篇バテレンの行状、第七百十九篇バテレンの行状、第七百二十篇バテレンの行状、第七百二十一篇バテレンの行状、第七百二十二篇バテレンの行状、第七百二十三篇バテレンの行状、第七百二十四篇バテレンの行状、第七百二十五篇バテレンの行状、第七百二十六篇バテレンの行状、第七百二十七篇バテレンの行状、第七百二十八篇バテレンの行状、第七百二十九篇バテレンの行状、第七百三十篇バテレンの行状、第七百三十一篇バテレンの行状、第七百三十二篇バテレンの行状、第七百三十三篇バテレンの行状、第七百三十四篇バテレンの行状、第七百三十五篇バテレンの行状、第七百三十六篇バテレンの行状、第七百三十七篇バテレンの行状、第七百三十八篇バテレンの行状、第七百三十九篇バテレンの行状、第七百四十篇バテレンの行状、第七百四十一篇バテレンの行状、第七百四十二篇バテレンの行状、第七百四十三篇バテレンの行状、第七百四十四篇バテレンの行状、第七百四十五篇バテレンの行状、第七百四十六篇バテレンの行状、第七百四十七篇バテレンの行状、第七百四十八篇バテレンの行状、第七百四十九篇バテレンの行状、第七百五十篇バテレンの行状、第七百五十一篇バテレンの行状、第七百五十二篇バテレンの行状、第七百五十三篇バテレンの行状、第七百五十四篇バテレンの行状、第七百五十五篇バテレンの行状、第七百五十六篇バテレンの行状、第七百五十七篇バテレンの行状、第七百五十八篇バテレンの行状、第七百五十九篇バテレンの行状、第七百六十篇バテレンの行状、第七百六十一篇バテレンの行状、第七百六十二篇バテレンの行状、第七百六十三篇バテレンの行状、第七百六十四篇バテレンの行状、第七百六十五篇バテレンの行状、第七百六十六篇バテレンの行状、第七百六十七篇バテレンの行状、第七百六十八篇バテレンの行状、第七百六十九篇バテレンの行状、第七百七十篇バテレンの行状、第七百七十一篇バテレンの行状、第七百七十二篇バテレンの行状、第七百七十三篇バテレンの行状、第七百七十四篇バテレンの行状、第七百七十五篇バテレンの行状、第七百七十六篇バテレンの行状、第七百七十七篇バテレンの行状、第七百七十八篇バテレンの行状、第七百七十九篇バテレンの行状、第七百八十篇バテレンの行状、第七百八十一篇バテレンの行状、第七百八十二篇バテレンの行状、第七百八十三篇バテレンの行状、第七百八十四篇バテレンの行状、第七百八十五篇バテレンの行状、第七百八十六篇バテレンの行状、第七百八十七篇バテレンの行状、第七百八十八篇バテレンの行状、第七百八十九篇バテレンの行状、第七百九十篇バテレンの行状、第七百九十一篇バテレンの行状、第七百九十二篇バテレンの行状、第七百九十三篇バテレンの行状、第七百九十四篇バテレンの行状、第七百九十五篇バテレンの行状、第七百九十六篇バテレンの行状、第七百九十七篇バテレンの行状、第七百九十八篇バテレンの行状、第七百九十九篇バテレンの行状、第八百篇バテレンの行状、第八百一篇バテレンの行状、第八百二篇バテレンの行状、第八百三篇バテレンの行状、第八百四篇バテレンの行状、第八百五篇バテレンの行状、第八百六篇バテレンの行状、第八百七篇バテレンの行状、第八百八篇バテレンの行状、第八百九篇バテレンの行状、第八百十篇バテレンの行状、第八百十一篇バテレンの行状、第八百十二篇バテレンの行状、第八百十三篇バテレンの行状、第八百十四篇バテレンの行状、第八百十五篇バテレンの行状、第八百十六篇バテレンの行状、第八百十七篇バテレンの行状、第八百十八篇バテレンの行状、第八百十九篇バテレンの行状、第八百二十篇バテレンの行状、第八百二十一篇バテレンの行状、第八百二十二篇バテレンの行状、第八百二十三篇バテレンの行状、第八百二十四篇バテレンの行状、第八百二十五篇バテレンの行状、第八百二十六篇バテレンの行状、第八百二十七篇バテレンの行状、第八百二十八篇バテレンの行状、第八百二十九篇バテレンの行状、第八百三十篇バテレンの行状、第八百三十一篇バテレンの行状、第八百三十二篇バテレンの行状、第八百三十三篇バテレンの行状、第八百三十四篇バテレンの行状、第八百三十五篇バテレンの行状、第八百三十六篇バテレンの行状、第八百三十七篇バテレンの行状、第八百三十八篇バテレンの行状、第八百三十九篇バテレンの行状、第八百四十篇バテレンの行状、第八百四十一篇バテレンの行状、第八百四十二篇バテレンの行状、第八百四十三篇バテレンの行状、第八百四十四篇バテレンの行状、第八百四十五篇バテレンの行状、第八百四十六篇バテレンの行状、第八百四十七篇バテレンの行状、第八百四十八篇バテレンの行状、第八百四十九篇バテレンの行状、第八百五十篇バテレンの行状、第八百五十一篇バテレンの行状、第八百五十二篇バテレンの行状、第八百五十三篇バテレンの行状、第八百五十四篇バテレンの行状、第八百五十五篇バテレンの行状、第八百五十六篇バテレンの行状、第八百五十七篇バテレンの行状、第八百五十八篇バテレンの行状、第八百五十九篇バテレンの行状、第八百六十篇バテレンの行状、第八百六十一篇バテレンの行状、第八百六十二篇バテレンの行状、第八百六十三篇バテレンの行状、第八百六十四篇バテレンの行状、第八百六十五篇バテレンの行状、第八百六十六篇バテレンの行状、第八百六十七篇バテレンの行状、第八百六十八篇バテレンの行状、第八百六十九篇バテレンの行状、第八百七十篇バテレンの行状、第八百七十一篇バテレンの行状、第八百七十二篇バテレンの行状、第八百七十三篇バテレンの行状、第八百七十四篇バテレンの行状、第八百七十五篇バテレンの行状、第八百七十六篇バテレンの行状、第八百七十七篇バテレンの行状、第八百七十八篇バテレンの行状、第八百七十九篇バテレンの行状、第八百八十篇バテレンの行状、第八百八十一篇バテレンの行状、第八百八十二篇バテレンの行状、第八百八十三篇バテレンの行状、第八百八十四篇バテレンの行状、第八百八十五篇バテレンの行状、第八百八十六篇バテレンの行状、第八百八十七篇バテレンの行状、第八百八十八篇バテレンの行状、第八百八十九篇バテレンの行状、第八百九十篇バテレンの行状、第八百九十一篇バテレンの行状、第八百九十二篇バテレンの行状、第八百九十三篇バテレンの行状、第八百九十四篇バテレンの行状、第八百九十五篇バテレンの行状、第八百九十六篇バテレンの行状、第八百九十七篇バテレンの行状、第八百九十八篇バテレンの行状、第八百九十九篇バテレンの行状、第九百篇バテレンの行状、第九百一篇バテレンの行状、第九百二篇バテレンの行状、第九百三篇バテレンの行状、第九百四篇バテレンの行状、第九百五篇バテレンの行状、第九百六篇バテレンの行状、第九百七篇バテレンの行状、第九百八篇バテレンの行状、第九百九篇バテレンの行状、第九百十篇バテレンの行状、第九百十一篇バテレンの行状、第九百十二篇バテレンの行状、第九百十三篇バテレンの行状、第九百十四篇バテレンの行状、第九百十五篇バテレンの行状、第九百十六篇バテレンの行状、第九百十七篇バテレンの行状、第九百十八篇バテレンの行状、第九百十九篇バテレンの行状、第九百二十篇バテレンの行状、第九百二十一篇バテレンの行状、第九百二十二篇バテレンの行状、第九百二十三篇バテレンの行状、第九百二十四篇バテレンの行状、第九百二十五篇バテレンの行状、第九百二十六篇バテレンの行状、第九百二十七篇バテレンの行状、第九百二十八篇バテレンの行状、第九百二十九篇バテレンの行状、第九百三十篇バテレンの行状、第九百三十一篇バテレンの行状、第九百三十二篇バテレンの行状、第九百三十三篇バテレンの行状、第九百三十四篇バテレンの行状、第九百三十五篇バテレンの行状、第九百三十六篇バテレンの行状、第九百三十七篇バテレンの行状、第九百三十八篇バテレンの行状、第九百三十九篇バテレンの行状、第九百四十篇バテレンの行状、第九百四十一篇バテレンの行状、第九百四十二篇バテレンの行状、第九百四十三篇バテレンの行状、第九百四十四篇バテレンの行状、第九百四十五篇バテレンの行状、第九百四十六篇バテレンの行状、第九百四十七篇バテレンの行状、第九百四十八篇バテレンの行状、第九百四十九篇バテレンの行状、第九百五十篇バテレンの行状、第九百五十一篇バテレンの行状、第九百五十二篇バテレンの行状、第九百五十三篇バテレンの行状、第九百五十四篇バテレンの行状、第九百五十五篇バテレンの行状、第九百五十六篇バテレンの行状、第九百五十七篇バテレンの行状、第九百五十八篇バテレンの行状、第九百五十九篇バテレンの行状、第九百六十篇バテレンの行状、第九百六十一篇バテレンの行状、第九百六十二篇バテレンの行状、第九百六十三篇バテレンの行状、第九百六十四篇バテレンの行状、第九百六十五篇バテレンの行状、第九百六十六篇バテレンの行状、第九百六十七篇バテレンの行状、第九百六十八篇バテレンの行状、第九百六十九篇バテレンの行状、第九百七十篇バテレンの行状、第九百七十一篇バテレンの行状、第九百七十二篇バテレンの行状、第九百七十三篇バテレンの行状、第九百七十四篇バテレンの行状、第九百七十五篇バテレンの行状、第九百七十六篇バテレンの行状、第九百七十七篇バテレンの行状、第九百七十八篇バテレンの行状、第九百七十九篇バテレンの行状、第九百八十篇バテレンの行状、第九百八十一篇バテレンの行状、第九百八十二篇バテレンの行状、第九百八十三篇バテレンの行状、第九百八十四篇バテレンの行状、第九百八十五篇バテレンの行状、第九百八十六篇バテレンの行状、第九百八十七篇バテレンの行状、第九百八十八篇バテレンの行状、第九百八十九篇バテレンの行状、第九百九十篇バテレンの行状、第九百九十一篇バテレンの行状、第九百九十二篇バテレンの行状、第九百九十三篇バテレンの行状、第九百九十四篇バテレンの行状、第九百九十五篇バテレンの行状、第九百九十六篇バテレンの行状、第九百九十七篇バテレンの行状、第九百九十八篇バテレンの行状、第九百九十九篇バテレンの行状、第百篇バテレンの行状、第百一篇バテレンの行状、第百二篇バテレンの行状、第百三篇バテレンの行状、第百四篇バテレンの行状、第百五篇バテレンの行状、第百六篇バテレンの行状、第百七篇バテレンの行状、第百八篇バテレンの行状、第百九篇バテレンの行状、第百十篇バテレンの行状、第百十一篇バテレンの行状、第百十二篇バテレンの行状、第百十三篇バテレンの行状、第百十四篇バテレンの行状、第百十五篇バテレンの行状、第百十六篇バテレンの行状、第百十七篇バテレンの行状、第百十八篇バテレンの行状、第百十九篇バテレンの行状、第百二十篇バテレンの行状、第百二十一篇バテレンの行状、第百二十二篇バテレンの行状、第百二十三篇バテレンの行状、第百二十四篇バテレンの行状、第百二十五篇バテレンの行状、第百二十六篇バテレンの行状、第百二十七篇バテレンの行状、第百二十八篇バテレンの行状、第百二十九篇バテレンの行状、第百三十篇バテレンの行状、第百三十一篇バテレンの行状、第百三十二篇バテレンの行状、第百三十三篇バテレンの行状、第百三十四篇バテレンの行状、第百三十五篇バテレンの行状、第百三十六篇バテレンの行状、第百三十七篇バテレンの行状、第百三十八篇バテレンの行状、第百三十九篇バテレンの行状、第百四十

挿畫の畫風は當時の假名草紙本のそれと大左なけれども、既刊『伊曾保物語』などの挿畫などに比すれば多少拙なるところあり。

耶蘇教は足利氏の末、天文十七年、葡萄牙人が傳來せしものたり。爾來是衆に接觸して宣傳弘通に力めしこと二十餘年永祿十一年に至り、織田信長に親近して、京都四條坊門に一寺の創建を許され、之を永祿寺と稱しり。後の南蠻寺なり。これらの事實を記せる『五月雨抄』乃至『信長記』等の書に據れば、其頃既に耶蘇教は隨分汎く傳播し、諸侯中にも歸依者生じ、國體に累を及ぼす虞ありしかば、豐臣秀吉政權を握るに及びて、南蠻寺を毀ち、教徒を所刑し、耶蘇教禁止令を海内へ敷けり。實に天正十五年なり。その時の禁令には「葡國商賈に付ては尚指令ある迄其商業を營み我國に在留を許せども、今より何等の外教にても之れを傳播するを嚴禁す、若し犯す者あれば其船舶を奪ひ商品を收むべし」とありて頗る峻酷なる取締を行ひたりしが如し。當時在留の耶蘇僧徒三百餘は厄に逢ひ、寺院其他燒毀されたるもの二百五十ケ所、信徒の改宗せし者凡そ三十萬人なりと『接蕃年表』に記せり。斯くして德川幕府時代に移りても外教の禁止は依然として繼承されき。其間自から多少の寬嚴はありたり。殊に關東と大阪とが確執して以來は、取締緩び勝ちなりしかば、教徒次第に擡頭し、隨つて耶蘇教に關する書籍も刊行されし傾向あり。

その勢力年を重ねて侮るべからざるものあり、國家に累を及ぼす歟とも恐れられたる結果、又嚴重に取締ることゝなり、それに依りて却つて反撥の氣勢を高め、遂に寬永十四年の島原一揆を激成せしなるが、一揆亡びて後も猶ほ國禁を犯して切支丹物の秘密出版は行れ居たりき。

さもあれ耶蘇に關する書籍は大抵焚毀の厄に罹らざるはなく、其奇蹟的に殘存せるは甚だ稀れなり。日本耶蘇會にて刊行せる書籍も二十餘種に達し、その中國字を以て記したるもの七種あれども、わが國に存在するものは『太平記拔書』六卷『こんてむつす・むんぢ』の二部のみなりと云ふ。このことは本會第二期刊行の『こんてむつす・むんぢ』の解說中に林若樹氏が記述され居れり。本書の如きも其原本は島原一揆後の二年、寬永十六年の刊行に係り、この繪入本は二十六年後の寬文五年に飜刻されたるが『新修日本小說年表』にも假名草紙中に『吉利支丹退治物語』の書名及び年月開版所を擧げ「本書は開版間なく絕版を命ぜられたり」とあれば存在の稀れなるも宜なり。また本書と同時代卽ち島原一揆より三十餘年後に『鬼利至端破却論傳』三冊の開版を見る。猶教徒よりは外道の書として重視されざりしならんが、教義宣傳の方便に出たる國字譯『伊曾保物語』が假名草紙の繪入本として萬治二年に刊行されき。要するに、島原一揆はやゝ泰平に馴致されたりし一般の國人に警鐘一打、その惰氣を破りしもの。より

て社會趨勢がこれらの南蠻書籍に注意を拂ふに至り、國字に依る飜刻をも要求したるなり。されども邪宗門に對する壓迫峻嚴にして苟も切支丹に關する書籍としいへば、內容の如何に論なく片端より燒却して存在を許さゞるが例なりき。かゝる時世を好事家の筐底に遁れて今日に存せる本書の如きは、稀覯書中の稀覯書と謂はざるべからず。特に新村博士がその解說中に「寬永本は平假名の本文中に極少々の漢字を交へたので讀みにくい嫌ひはあるけれど、句讀や濁點もあつて割合に正讀してある、吉利支丹史實を含む割合も多く又轉訛せる度合も少く。この種の書物中では拔群の價値を有し世間に流布せる南蠻寺興廢記の如き後世の惡本とは選を異にする」と折紙を附けられたるによりてこの書の價値の大いなるを知るべし。

○康熙海内有名学者を網羅せんとて
其の著書を日本に求めんとし、頃日其の書
目到来す、余も亦此るものと共に入りたるを以て
其目録を一覧するに得たり、著書中
宋元版二十四部を挙ぐ
今左に宋元版の書目を挙ぐ

資治通鑑　北宋版　一百二十本　全　有跋
羣書攷異　宋本　四十四本　全　四上
白孔六帖　宋本　一百本　全
止齋文集　宋本　十二本　全　有跋
昌黎集　宋本　二十本　全

宋遺民名臣言行錄　宋本　八本　全　有跋
又續集　宋本　二本　全　四上
唐鑑　宋本　四本　全
宋古文訣　宋本　八本　全
韓非子　宋本　四本　全
班馬字彙　宋本　五本　全　有跋
史記世家　宋本　一本　三卷殘　有跋
宋文鑑　宋本　七十二本　全　四上
千註杜詩　宋本　十二本　全
本草　元大德本　三十二本　全
詩傳會通　元本　十本　缺十七八二卷　有跋
東坡格致　元本　二本　全　四

東坡詩話　　元本　一本　全　有跋
史略　　元本　四本　全
管窺外編　　元本　二本　全
杜詩　　元本　十二本　全
詩話集成　　元本　四本　全　有跋
悟真編　　元本　三本　全

他ニ二百二十餘部一部あり、此價三十萬四千三百四十と云へり、心ある人の如しとの、十三萬四千と云へり、靜安先生東洋文庫記事の賜物なるこの日本にあるもの（十月廿八日記）

此程内に有跋とあるは南海の跋なり、資治通鑑の如き、詩話の如き、皆元刻にして宋刻にあらず、日宋元明清の書籍目録を見合すといふ、田中伯元氏岩崎に勧めて買いもとめいとこのかしこ元禁の書にて果して交海を紹す

○右同じ清末の書籍商文求堂の刊行書目の廣告に掲げたる乾隆禁書に係る所なるべし、乾山が淺草寺に自殺を企てたるこの如きこと、如何とも詮なしとす

富樫也乾　燒　山　乾　（料理草案）

○外人の眼に映じたる日本、初見参の一味あるべきこゝろあるべし、あのあの世界もあらゆる光彩をもつて本を小さいと見ておらぬ、偶〻所々大量改味を楽しむ書いたりしてある折柄、魚の魚をそゝるのび、寒あるこゝろもとりあつめこゝろすゝめお

日本の小さいもの 大きいもの

ブチ・ジュルナル主筆 マルセル・レイ

マルセル・レイ氏はプチ・ジュルナルの主筆で、佛國有數の記者である。新任の日佛會館長ブランゲム博士や近く來朝のアルベール・トーマ氏などの同窓で、四十六歳の男盛りである。始めモンペリエ大學の教授であつたが、一九一一年時のフイガロの社長カルメット氏の勸めで記者生活に入り、バルカン戰爭に使して令名をはせたが、大戰後プチ・ジュルナルに入つて外交論を擔當し、かたはら週間雜誌「新ヨーロッパ」の文藝部長として麾筆を振つてゐる。御大禮に際し特派された唯一の佛國記者である。左の一文は特に本紙に寄せられた日本の印象である。

ヨーロッパでは日本のことを小さいものの國だといふ。優しさも美しさも極く小さいもの丶中にあると思はれてゐる、小さい男と優しく小さい女が小さい室、小さい家、小さい國に住んでゐる。小さい橋が小さい川にかゝつてゐる、小さい川の流れる所は、手のやうに小さい畑に切られてゐる。お茶を飲むわんまでが小さい。日本の美術は小さい畫、小さい版畫にある、詩は三十一文字に表はれる。それは本當である、然しさう思つてゐるヨーロッパ人は、多くは書物や畫で日本を知つてゐるだけで、見たことがない、又解りもしない。

五週間前始めて日本の土を踏んだ日、滑らかな空、輝く日、歡聲に滿ちて、私は神戸に近い摩耶山の社に登つた。自動車で登る、ケーブルで登る、森の中の小な道をうねりく登る、いつまで登るかわからないほど多い石段を登る、そしてやうやく社の庭に出ると、千歳の老杉は微風をそそひ、籠はなる。神戸、大阪をはじめ十あまりの町が脚下に横たはつてゐる、内海、關西、日本の心臓……決して小くはない。

二日して、曉の空、大きな船は波にゆられてゐる、船長が私を起した。富士山を見よといふのであつた。仰げば紅く彩つた空に、海を壓する如く、頂き白き大きな氣高き山が立つてゐる。日本の誇り、日本の表徴、そして日本の頂き。私は世界中旅したが、かくも大きいものは見たことがない。

同じ朝、水平線が急に一陣の黑煙にとざされた、御大典の盛儀に參ずる艦隊が神戸をさして急ぐのである。水雷艇隊が先驅をする、續いて正しき距離を保ちつゝ四隻の堂々たる巡洋艦、更に四隻又四隻。そしてそれは世界の大海軍の一つの小さな支隊に過ぎないのだ。大都市の生産力の大きさ。農民の驚くべき努力、勞働に對する確信の大きさ、武士道精神の驚たんすべき歴史の大きさ日本は天變地變さへも大きい、そして國民の勇氣は更に大きい、復興力の速さはなほ大きい。私は東京と横濱であの大きかつた破壞の跡を考へた、そして人の大きな活力を見た、五年にして廢きよを修め死滅を補ひ得た民族は何をか恐れよう。

帝都は二重橋の前、お若き皇帝の出御の日、白き空に赤き日の影さして大きな日の丸の旗がひるがへる。京都は御大禮の日、幾萬の國民の聲がとゞろく砲聲に交つて元首の萬歳を祝しまつる。私は君民一體の日本の偉大さに接する好運をもつた。この國民の一番大きいのは、その心その精神にある、活きんとする心、永續せんとする心、他の國民を敬し自らを敬せしめつゝ、世界の舞台に大きな役割を演ぜんとする心にある。御大禮の諸々の儀式の物語りは

和洋 家具大蔵ざらひ
一日より七日まで
例年一度の特別
總ざらへ提供…
組物ハンパもの
東京 京都 高島屋呉服と装飾部

フランス人に深い感興を與へるであらうが、たれも不思議に思ふものはあるまい。日本人は二十五年來幾多忠誠の精神を見せた、日本人の勇氣と愛國の精神の美しい表現は、たれしも疑はないからである。近い例は井上中佐夫人の美しい行ひである、船が難破した後怒れる浪の上、死まで、死を超えてまで良人を抱いて戰つた雄々しさを、ヨーロッパの人が知つたとき、あつぱれの日本婦人よ、最後まで義務をつくした、と感歎しないものはなかつた。

よき武器をもつた幾千の兵は恐るべき軍隊となる。名譽と覺じよの同じ心に結び、自らの運命に信念を有し、犧牲の精神に燃ゆる幾萬の人は大きな國民となる。日本は大きい。

櫻原製

以下
7丁
白紙

閲覧室

温泉場の樂燒　（大野靜方筆）

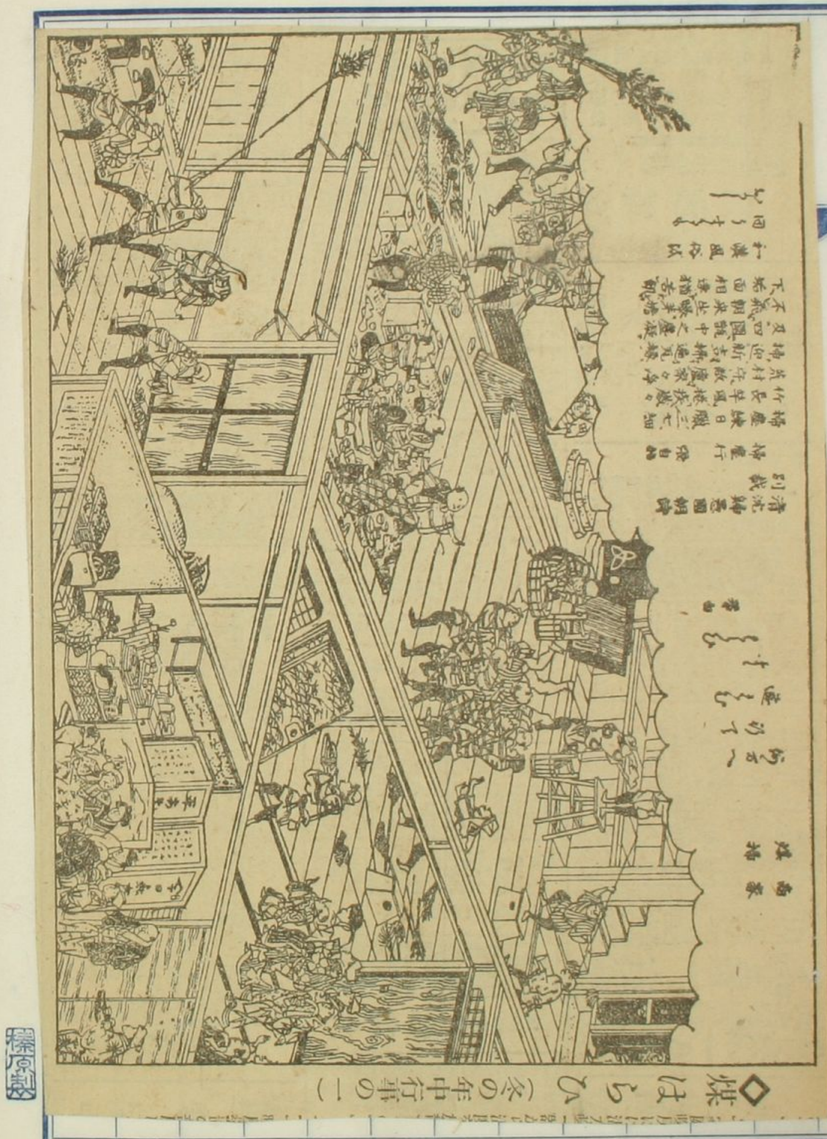

◇樣ひらく（次の手紙の）

複原製